

官報

号外

昭和三十五年三月十五日

第三十四回 衆議院會議録 第十二号

昭和三十五年三月十五日(火曜日)

議事日程 第十号

昭和三十五年三月十五日

午後三時開議

第一 減失鉅業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十三 不動産登記法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第十四 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

第十五 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年年度一般会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年年度特別会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

○本日の會議に付した案件
議員請暇の件

裁判官弾劾裁判所裁判員辭職の件
裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
首都圏整備審議会委員の選挙

日程第一 減失鉅業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第九 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十三 不動産登記法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

日程第十四 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

日程第十五 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十三年年度一般会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年年度特別会計予算費使用総調書(その2)

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十三年年度特別会計予算総則第十五条に基づく使用総調書

昭和三十四年度一般会計予算費使用総調書(その1)
昭和三十四年度特別会計予算費使用総調書(その1)
電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案(内閣提出)

昭和三十三年三月十五日 衆議院會議録第十二号 議員請願の件 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙 首都圏整備審議会委員の選挙 二〇〇

午後四時二十六分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請願の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたします。

議員岩本信行君及び同軌足計君から、朝鮮赤十字社の招請により在日朝鮮人帰国状況並びに引き受け状況視察のため、三月十五日から三月二十八日まで十四日間請願の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官彈劾裁判所裁判員辞職の件

○議長(清瀬一郎君) なお、お諮りいたします。

裁判官彈劾裁判所裁判員清瀬一郎から、裁判員を辞職したいとの申し出があります。右申し出を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙

○議長(清瀬一郎君) つきましては、この際、裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙を行ないます。

○天野公義君 裁判官彈劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略して、議

長において指名せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に大橋武夫君を指名いたします。

首都圏整備審議会委員の選挙

○議長(清瀬一郎君) 首都圏整備審議会委員が二名欠員となっております。

この際、同委員の選挙を行ないます。

○天野公義君 首都圏整備審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、議長は、首都圏整備審議会委員に

塚原 俊郎君 平岡忠次郎君

を指名いたします。

日程第一 減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

アジア経済研究所法案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一ととも

に、内閣提出、アジア経済研究所法案を追加して両案を一括議題となし、委

員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案、アジア経済研究所法案、右二案を一括して議題といたします。

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年二月二十六日 参議院議長 松野 鶴平 衆議院議長 清瀬一郎殿

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案

減失鉱業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案

(昭和二十五年法律第二百六号)は、廃止する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

アジア経済研究所法案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

アジア経済研究所法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 役員等(第十一条—第二十一条)

第三章 業務(第二十二条—第二十三条)

第四章 財務及び会計(第二十三条—第三十三条)

第五章 監督(第三十四条—第三十五条)

第六章 雑則(第三十六条—第三十八条)

第七章 罰則(第三十九条—第四十一条)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 アジア経済研究所は、アジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、並びにその成果を普及し、もつてこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。

(法人格) 第二条 アジア経済研究所(以下「研究所」という。)は、法人とする。

(事務所) 第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(資本金) 第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し前項の一億円を出資するものとす

3 研究所は、必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するとき、予算の範囲内において、研究所に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止) 第五条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等) 第六条 政府以外の出資者(第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定を除き、以下単に「出資者」という。)は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

(定款) 第七条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員、参事及び会議に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 会計に関する事項

八 公告に関する事項

九 定款の変更に関する事項

2 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八條 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九條 研究所でない者は、アジア経済研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十一條 研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二條 会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を輔佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を

代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を輔佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員任命)

第十三條 会長、所長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、会長が任命する。

(役員任期)

第十四條 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(役員解任)

第十六條 通商産業大臣は、会長、所長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 通商産業大臣は、会長、所長若しくは監事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は会長、所長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、所長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4 会長は、理事が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(役員兼職禁止)
第十七條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八條 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参予会)
第十九條 研究所に、参予会を置く。

2 参予会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 参予会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ

4 参予会は、参予十五人以内で組織する。

5 参予は、研究所の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

6 参予の任期は、二年とする。

7 参予は、再任されることができ

(職員任命)
第二十條 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)
第二十一條 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
第二十二條 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。

二 アジア地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行ない、又は現地調査を行なうこと。

三 前二号に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、通

商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 研究所は、第一項の業務を妨げない範囲内において、アジア地域以外の地域の経済及びこれに関連する諸事情について調査研究を行ない、並びにその成果を普及することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三條 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画、資金計画及び収支予算)
第二十四條 研究所は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

(決算)

第二十五條 研究所は、毎事業年度の決算を翌年度の六月三十日まで

(貸借対照表、損益計算書及び決算報告書)
第二十六條 研究所は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、監事の意見を附して、決算完結後二月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(書類の送付)

第二十七條 研究所は、第二十四條又は前条に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、資金計画及び収支予算に関する書類又は貸借対

照表、損益計算書及び決算報告書を出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十八條 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十九條 研究所は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十條 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金若しくは郵便貯金又は信託会社若しくは信託業務を行なう銀行への金銭信託にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十一條 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の給与及び退職手当の支給の基準)

第三十二條 研究所は、その役員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)
第三十三條 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第三十四條 研究所は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者原簿)
第三十六條 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの年月日
三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第三十七條 研究所は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八條 通商産業大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十四條、第二十九條第一項若しくは第二項又は第三十一條の認可をしようとするとき。
二 第二十六條又は第三十二條の承認をしようとするとき。
三 第三十一條又は第三十三條の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)
第三十九條 第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
二 第八條第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
三 第二十二條第一項及び第三項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
五 第三十四條第二項の命令に違反したとき。

第四十一條 第九條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 通商産業大臣は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、通商産業大臣に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附

則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 研究所は、設立の登記をすることによつて成立する。
(財団法人アジア経済研究所からの引継ぎ)

第八条 昭和三十三年十二月十九日に設立された財団法人アジア経済研究所(以下この条において「財団法人アジア経済研究所」という。)は、寄附行為で定めるところにより、設立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人アジア経済研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、財団法人アジア経済研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人アジア経済研究所が解散した場合にお

ける解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九条 この法律の施行の際現にアジア経済研究所という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十条 研究所の最初の事業年度は、第二十三条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十六年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 研究所の最初の事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第二十四条中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十二条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「理化学研究所」の下に、「アジア経済研究所」を、「理化学研究所法」の下に、「アジア経済研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「日本観光協会」の下に、「アジア経済研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び日本観光協会」を、「日本観光協会及びアジア経済研究所」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 アジア経済研究所に関すること。

理 由

アジア地域等の貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与するため、これらの地域の経済及びこれに関連する諸事情の調査研究等を行なう機関としてアジア経済研究所を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に関する規定を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中村幸八君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中村幸八君登壇〕

○中村幸八君 ただいま議題となりました減失鋳業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律案外一件につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

減失鋳業原簿調製等臨時措置法は、戦災によつて九州及び東北の地方鋳山局にありました鋳業原簿等が滅失し、鋳業に関する権利関係が不明確になつておりましたのを明確にするため、昭和二十五年五月制定されたものであります。今般、鋳業原簿の調製七千四百四十三件、鋳区図の調製七千三百四十七件及び関連事務手続が完了し、この法律の目的が達成せられましたので、本法律を廃止するために提出されたものであります。

本案は、去る二月二十六日参議院より送付せられ、本委員会に付託されたのであります。三月一日政府委員より提案理由の説明を聴取した後、三月八日、質疑並びに討論を行なわず、採決を行なうことと決したところ、本案は全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

次に、アジア経済研究所法案について申し上げます。

わが国におきましては、アジア地域の経済に関する基礎的かつ総合的な資料を整備されておらず、経済協力の促進及び貿易の伸張をはかる上に幾多の不便を感じておりましたので、一昨年

より財団法人アジア経済研究所を発足させたのであります。昭和三十三年度からは、政府から一億円の出資を行なうとともに、同研究所を政府の監督する特殊法人として、調査研究体制の確立をはかることとなり、この趣旨に基づいて、今回本法案が提出されたのであります。

本案は、二月二十九日当委員会に付託され、三月一日に政府委員より提案理由の説明を聴取した後、同日より質疑に入り、その後、参考人より意見を聞き、また、外務委員会との連合審査会を開く等、慎重な審査を行なつて参りましたが、本十五日、討論を行なわないで採決に付したところ、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、その際、日本社会党田中武夫委員より、研究所の業務運営の自主性尊重はか二項目についての発言がありましたことを、特に申し添えておきます。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議録第十二号 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案 総理府設置法の一部を改正する法律案外五案

○議長(清瀬一郎君) 日程第二、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月三日

内閣総理大臣 岸 信介

日本原子力研究所法の一部を改正する法律

日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理 由

日本原子力研究所の業務の管理機能を強化するため、日本原子力研究所の理事の定数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員会理事西村英一君。

(報告書は会議録追録に掲載)

(西村英一君登壇)

○西村英一君 たいい議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振

興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案は、日本原子力研究所の理事の定員を一名増加しようとするものであります。御承知の通り、日本原子力研究所は昭和三十一年に設立された特殊法人であります。発足以来三年半を経過した今日、国産一号炉の完成を初め、各種施設は急速に整備され、人員も大幅な増加を見たのであります。さらに今後の飛躍的發展が期待される

ところでありますので、その拡大していく業務を円滑に運営するため、理事の定員を、現在の五名から六名に増加しようとするものであります。

本案は、去る二月十七日、中曾根國務大臣より提案理由の説明を聴取した後、特に日本原子力研究所の利用等に関し参考人より意見を聴取するなど、慎重なる審議を行なったのであります。かくて、三月八日、採決を行なった結果、全会一致をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、委員岡良一君より、日本原子力研究所の業務管理、機能の充実をはかるに際し、これに関連して次のごとき附帯決議が提案されたのであります。が、これまた全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

政府は、日本原子力研究所の運営に関し、研究者の処遇、利用者の利便等について、特殊法人たるの実を發揮しうるよう指導するとともに、万一の場合を考慮してその施設の周辺における放射能障害の防止及び災

害の補償等につき、速かに適切な措置を講ずべきである。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

害の補償等につき、速かに適切な措置を講ずべきである。

以上、御報告を終わります。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

日程第四 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)、日程第四、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、水産庁設置法の一部を改正する法律案、日程第六、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案、日程第七、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、日程第八、

法務省設置法の一部を改正する法律案、右の六案を一括して議題といたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

法務省設置法の一部を改正する法律案、右の六案を一括して議題といたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

総理府設置法の一部を改正する法律

附則第四項中「及び訴訟制度調査会を削り、「昭和三十五年三月三十一日まで」の下に、「訴訟制度調査会は昭和三十五年十二月三十一日まで」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

訴訟制度調査会の審議状況にかんがみ、同調査会の設置期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第九号を次のように改める。

九 削除

第八条第一項第十二号及び第十三号を次のように改める。

第十二号及び第十三号 削除

第十条第一項第二号中「蚕糸を除く。以下本条中同じ。」を「蚕糸及び青果物を除く。」に改め、「農林経済局及び」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 蚕糸その他の青果物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整を図ること。

第十条第一項第四号及び第五号中「農産物」の下に「蚕糸を除く。」を加え、同項第五号の五を次のように改める。

五の五 農山漁村における電気導入に関すること。

第十七条中「家畜衛生試験場」を「家畜衛生試験場」に、「農業検査所」を「飼料検査所」に改める。

第十九条第二項の表の位置の欄中「兵庫県」を「広島県」に改める。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(放射線育種場)

第二十二條の二 放射線育種場は、農作物及び林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう機関とする。

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月二十日

内閣総理大臣 岸 信介

2 放射線育種場は、茨城県に置く。
3 放射線育種場の内部組織については、農林省令で定める。
第二十四条の次に次の一条を加える。

(飼料検査所)

第二十四条の二 飼料検査所は、飼料の検査を行なう機関とする。

2 飼料検査所は、東京都に置く。

3 飼料検査所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 農林大臣は、前項に規定するほか、生糸検査所に、繭糸価格安定のための生糸の買入れ及び売渡しの事務の一部を行なわせることができる。

第三十四条第一項の表中臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会の部を削る。

第三十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に掲げる部のほか、名古屋農地事務局に、臨時に高潮対策事業部を置く。

第六十一条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 林野庁の所掌事務に係る一般会計及び国有林野事業特別会計

の治山勘定についての経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
第六十三条第四号中「行いこと」の下に「(治山勘定に係る第六十一条第三号に掲げる事務を除く。)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法(昭和三十四年法律第八号)は、廃止する。

理由

農林省の附属機関として放射線育種場及び飼料検査所を設置し、名古屋農地事務局に臨時に高潮対策事業部を置くほか、青果物の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務を一元的に振興局の所掌とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水産庁設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十五年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

水産庁設置法の一部を改正する法律案

水産庁設置法(昭和二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條の二中「十和田湖、化場」を削る。

第七條の四の二を削り、第七條の四の三を第七條の四の二とする。

附則

この法律は、昭和三十五年八月一日から施行する。

理由

十和田湖におけるます類のふ化及び放流等に関する事務を国の事務として実施する必要がある。このため、十和田湖、化場を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十五年二月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の二号を加える。

六 関係行政機関の宇宙科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

七 宇宙科学技術に係る試験研究のうち、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び宇宙科学技術の各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。(他の行政機関の所掌に属することを除く。)

第八条第一号中「科学技術」の下に「(宇宙科学技術を除く。)」を加え、同条第三号中「行政機関」の下に「及び計画局」を加える。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

宇宙科学技術に関する事務を効率的に処理するため、これを計画局において所掌させる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和三十五年三月一日

内閣総理大臣 岸 信介

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在マニラ日本国総領事館」

「フィリピン マニラ」を

在マニラ日本国総領事館

フィリピン マニラ

在モントリオール日本国総領事館

カナダ モントリオール

在ソールズベリー日本国総領事館

ロイデシア・ニアサラン

在ソールズベリー日本国総領事館

ド連邦 ソールズベリー

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表総領事館の項中

マ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

マ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

ニ

ラ

モン

トリ

オール

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ソール

ズベ

リ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

ニ

四二

三〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

四二

三〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

四二

三〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

三〇〇

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議録第十二号 總理府設置法の一部を改正する法律案外五案 酒税法の一部を改正する法律案

附則
この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

在外公館を増設するとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の支給額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年二月二十六日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表三

札幌法務局の項中「厚真村 鶴川村」を「厚真町 鶴川町」に改め、同表釧路地方法務局の項中「花咲郡」を削る。

別表四長野野務所の項中「長野市」を「須坂市」に改める。

別表五松本女子学園の項中「群馬県北群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡榛東村」に改める。

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。内閣委員長 福田一君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔福田一君登壇〕

○福田一君 たいま議題となりまして六法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、總理府設置法の一部を改正する法律案は、昨年設置された訴訟制度調査会が、その設置期限である本年三月末までに審議を完了することは困難な状態であるため、これが設置期限を本年十二月末まで九カ月延長しようとするものであります。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案につきましては、改正のおもなる点を申し上げますと、第一点は、青果物行政の一元化をはかるため、青果物の流通及び消費の改善等に関する事務を振興局の所掌に移すこと。第二点は、放射線の利用によつて農作物及び林木の品種改良の飛躍的發展をはかるため、これが試験研究を行なう機関として放射線育種場を茨城県に設置すること。第三点は、飼料の検査を強化するため、畜産局飼料課分室を独立の飼料検査所とし、これを農林省の付属機関とする。第四点は、蘭糸価格の安定のための生糸の買入れ及び売りの渡しに關する事務の一部を生糸検査所に行なわせることができることとする。第五点は、伊勢湾における高潮対策を急速に実施するため、名古屋農地事務局に臨時に高潮対策事業部を設置すること。その他、中国農業試験場の所在地を広島県に改めること、国有林

野事業特別会計に新設された治山勘定の經理に關する事務を林政部の所掌とすること、及び、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会を廃止すること等であります。

次に、水産庁設置法の一部を改正する法律案は、北海道のサケ・マス孵化場におけるヒメマスの種卵の生産が著しく増加して全国の需要量を確保できる状態となったため、十和田湖の孵化場は今後国営として存置する必要があるため、これを本年七月限り廃止しようとするものであります。

次に、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案は、宇宙科学技術に關する行政事務を効率的に処理するため、これを計画局に所掌させることとして、計画、振興両局の所掌事務を整理しようとするものであります。

次に、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案は、カナダ国ケベック州のモントリオール及びロデオシア・ニアサランド連邦のソールズベリーにそれぞれ総領事館を新設するとともに、これらの在外公館に勤務する職員に在勤俸の額を定めようとするものであります。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、長野野務所の位置を長野市から須坂市に変更するとともに、町村合併に伴い、法務局及び地方法務局の管轄区域等を定める別表について所要の整理を行なうものであります。

以上六法案のうち、五法案は、二月十一日、十二日、二十日、三月一日と、相次いで本委員会に付託され、法務省設置法の一部を改正する法律案は、二月二十六日、衆議院より送付、本付託となり、各法案について政府より提案理由の説明を聞き、質疑を行なつたのであります。その詳細につきましては、会議録によつて御承知を願ひます。

かくて、前半の三法案につきまして三月八日、後半の三法案につきましては三月十一日、それぞれ質疑を終了し、討論の通告もありませんので採決を行ないましたところ、いずれも全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（清瀬一郎君） 六案を一括して採決いたします。

六案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長（清瀬一郎君） 御異議なしと認めます。よつて、六案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 酒税法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二十二條第一号中

〔第一級 二十万七千六百円（アルコール分が十八度を超えるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）

準一級 十八万五千五百円（アルコール分が十七・五度をこえるときは、アルコール分十五・五度をこえる一度ごとに一万四千三百七十円を加えた金額）

同条第二号を次のように改める。

二 合成清酒 八万七千五百円（アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに七千円を加えた金額）

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた酒税について

○議長（清瀬一郎君） 日程第九、酒税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

酒税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十五年二月八日

内閣總理大臣 岸 信介

酒税法の一部を改正する法律案（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一級」の下に「準一級」を加え、同項第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第一級、合成清酒第一級を」と、第一級及び準一級に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は合成清酒」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一級」の下に「又は準一級」を加え、同項を同条第五項とする。

〔第一級 二十万七千六百円（アルコール分が十八度を超えるときは、アルコール分十六度をこえる一度ごとに二万三千七百七十円を加えた金額）
準一級 十八万五千五百円（アルコール分が十七・五度をこえるときは、アルコール分十五・五度をこえる一度ごとに一万四千三百七十円を加えた金額）
同条第二号を次のように改める。
二 合成清酒 八万七千五百円（アルコール分が十七度をこえるときは、アルコール分十五度をこえる一度ごとに七千円を加えた金額）

は、なお従前の例による。

3 次に掲げる場合における酒税の徴収については、なお従前の例による。

一 酒税法第二十八條第一項の規

定による承認を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期限までに同条第二項に規定する証明書の提出がない場合は、同条第三項に規定する書類の提出がない場合及び当該酒類がこの法律の施行後に酒税法の施行

地において消費され、又は当該施行地において消費する目的で譲り渡された場合
4 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
5 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第八十五条第一項及び第二項中「合成清酒第二級」を「合成清酒」に改める。

清酒	第二級	合成清酒	
		第一級	第二級
清酒準一級	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上
	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上
清酒第二級	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上
	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上
合成清酒	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上
	十三度以上十四度未満	十三度以上	十三度以上

第八十五条の二第二項の表中
合成清酒 十三度以上十四度未満 十五万五千五百円
清酒第二級 十三度以上十四度未満 九万八千四百円
合成清酒 十三度以上十四度未満 七万五千八百円
に改め、同

理由
最近における清酒及び合成清酒の消費の状況にかえりみ、これらの酒類の級別制度の合理化を図るため、清酒の級別として新たに準一級を設けることと、合成清酒の級別を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（清瀬一郎君） 委員長の報告を求めます。大蔵委員長植木庚子郎君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕
○植木庚子郎君 たいだいま議題となり、酒税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

この法律案は、最近における清酒及び合成清酒の消費状況に顧みまして、本年四月一日から、清酒については新たに準一級という段階を設けるとともに、合成清酒については、その級別を廃止しようとするものであります。まず、清酒につきましては、御承知の通り、現在、特級、一級、二級という三段階の級別が設けられておるのであります。一級酒の価格と二級酒の価格との間には約七割の開きがあり、級別区分上大きな断層が生じております。ために、取引面や消費面から見まして少なからず弾力性を欠いているうらみがあります。そこで、本案は一、二級のほぼ中間に新たに準一級を設けようとしておるのであります。すなわち、現行の一・八リットルびん詰品の小売価格一級酒八百三十五円と二級酒四百九十円の間、準一級酒六百五十円を設け、その規格もはば一、二級の中間的なものを予定し、税率は一キロリットル当たり十八万五千五百円とすることになっております。

次に、合成清酒につきましては、現在、一級及び二級の二段階の級別が設けられておるのでありますが、ここ数年、一級の消費は漸減いたしまして、最近では全数量のわずか〇・七％程度にすぎない状況になっているのであります。すなわち、もはや合成清酒の級別を設けておく実質的な意義が失われているのみならず、かえって九〇％以上を占める二級が、二級という名称で販売せねばなりませんために、その消費が伸び悩んでいる面がありますので、本案におきましては、この級別を廃止し、その税率は現行の二級と同額の一キロリットル当たり八万七千五百円とすることといたしておるのであります。また、以上のような改正に伴いまして、準一級の清酒につきましても、他の清酒と同様、アルコール度数の低いいわゆる準一級のソフト清酒を出荷できるようにするため、租税特別措置法に所要の改正を加えることとしております。

○議長（清瀬一郎君） 日程第十、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
右 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
昭和三十五年二月十一日
内閣総理大臣 岸 信介
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第十條の二第五項及び第十條の第三第二項中「一億円」を「一億八千万円」に改める。
附 則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第二十四号の次に次の一号を加える。
二十四ノ二 奄美群島復興信用基金が奄美群島復興特別措置法第十條の二第九項第四号ノ規定ニ依リ為ス事業資金ノ貸付ノ為ニスル土地、建物又ハ船舶ノ抵当権ノ取得ノ登記
理由
奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額を

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議録第十二号 奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

増額するとともに、奄美群島復興信用基金の資本金の額を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長濱地文平君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔濱地文平君登壇〕

○濱地文平君 ただいま議題となりました奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

奄美群島の復興事業は逐次推進を見つつあるのですが、御承知の通りに、群島経済がはなはだ脆弱でありますため、産業資金の融通は円滑を欠き、これが同島復興の大きな隘路となっておりまして、かねてよりこれに対する対策の樹立が痛感されていたものであります。

本案は、奄美群島のかかる実情にかんがみ、奄美群島復興信用基金の融資業務に要する資金としての国の出資額一億円を一億八千万円に増額し、あわせて、同基金の資本金の額を改めることとしております。

本案は、二月十一日当委員会に付託され、同十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重に審議を行なったのであります。その内容は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

三月八日、質疑を終了し、同九日、別に討論の通告もなく、直ちに採決の

結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同による附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもって可決いたしました。

附帯決議

奄美群島復興特別措置法に基く同群島の復興事業は、年を逐つてその成果を高めてつあるが、なおその後情勢の推移にかんがみ、政府はとくに左記事項に留意して復興計画が所期の目的を達する上に遺憾なきを期すべきである。

一、復興計画の完全かつ効果的な達成をはかるため、必要な予算措置を講ずること。

一、公共施設復興事業の進捗状況に比し、群島民の生活水準の向上、福祉の増大等直接民生に寄与する施策が著しく立遅れている実状にかんがみ、速かにその充実強化をはかること。

一、復興信用基金制度をさらに拡充強化するとともに、本制度の趣旨にかんがみ、融資対象の選定、貸付条件等につき群島経済の復興に寄与し得るよう配慮すること。

一、群島の基本産業たる甘蔗糖生産の健全なる発展のためとくに原料きびの適正価格保持について特別の措置を講じ、蔗作農民の保護に万全を期すること。

一、大島本島に、空港整備法による第三種空港を設置して航空路を開設し、航空運送の利便をはかること。

一、鹿児島県に対しては、群島復興事業を一層広汎かつ積極的に推進せしめるため、必要な財源賦手の方途を講じ、あわせて群島内市町村についても、財政能力の増強をはかること。

右決議する。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

日程第十一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第十一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第十二、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第十三、不動産登記法の一部を改正する等の法律案、右三案を一括して議題といたします。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十五年二月八日 内閣総理大臣 岸 信介

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「八万三千八百十円」を「八万三千九百円」に、「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に、「七万五千六十円又は六万五千四百九十円」を「七万六千円又は六万五千五百円」に改める。

別表判事、判事補及び簡易裁判所の判事の各項を次のように改める。

判事				判事補			
一	号	八一、八〇〇円		一	号	二五、六〇〇円	
二	号	七八、八〇〇円		二	号	二八、二〇〇円	
三	号	七五、七〇〇円		三	号	二五、六〇〇円	
四	号	七〇、六〇〇円		四	号	二五、六〇〇円	
五	号	六五、五〇〇円		五	号	二五、六〇〇円	
六	号	六〇、五〇〇円		六	号	二五、六〇〇円	
七	号	五五、八〇〇円		七	号	二五、六〇〇円	
八	号	五〇、八〇〇円		八	号	二五、六〇〇円	
九	号	四三、一〇〇円		九	号	二五、六〇〇円	
十	号	三八、九〇〇円		十	号	二五、六〇〇円	
十一	号	三三、二〇〇円		十一	号	二五、六〇〇円	
十二	号	二八、二〇〇円		十二	号	二五、六〇〇円	
十三	号	二五、六〇〇円		十三	号	二五、六〇〇円	
十四	号	二二、三〇〇円		十四	号	二五、六〇〇円	
十五	号	一八、三〇〇円		十五	号	二五、六〇〇円	

判事				判事補			
八	号	二一、三〇〇円		一	号	二五、六〇〇円	
九	号	二〇、三〇〇円		二	号	二五、六〇〇円	
十	号	一八、三〇〇円		三	号	二五、六〇〇円	
十一	号	一五、五〇〇円		四	号	二五、六〇〇円	
十二	号	一五、五〇〇円		五	号	二五、六〇〇円	
十三	号	一五、五〇〇円		六	号	二五、六〇〇円	
十四	号	一五、五〇〇円		七	号	二五、六〇〇円	
十五	号	一五、五〇〇円		八	号	二五、六〇〇円	
十六	号	一五、五〇〇円		九	号	二五、六〇〇円	
十七	号	一五、五〇〇円		十	号	二五、六〇〇円	
十八	号	一五、五〇〇円		十一	号	二五、六〇〇円	
十九	号	一五、五〇〇円		十二	号	二五、六〇〇円	
二十	号	一五、五〇〇円		十三	号	二五、六〇〇円	
二十一	号	一五、五〇〇円		十四	号	二五、六〇〇円	
二十二	号	一五、五〇〇円		十五	号	二五、六〇〇円	
二十三	号	一五、五〇〇円		十六	号	二五、六〇〇円	
二十四	号	一五、五〇〇円		十七	号	二五、六〇〇円	
二十五	号	一五、五〇〇円		十八	号	二五、六〇〇円	
二十六	号	一五、五〇〇円		十九	号	二五、六〇〇円	
二十七	号	一五、五〇〇円		二十	号	二五、六〇〇円	
二十八	号	一五、五〇〇円		二十一	号	二五、六〇〇円	
二十九	号	一五、五〇〇円		二十二	号	二五、六〇〇円	
三十	号	一五、五〇〇円		二十三	号	二五、六〇〇円	
三十一	号	一五、五〇〇円		二十四	号	二五、六〇〇円	
三十二	号	一五、五〇〇円		二十五	号	二五、六〇〇円	
三十三	号	一五、五〇〇円		二十六	号	二五、六〇〇円	
三十四	号	一五、五〇〇円		二十七	号	二五、六〇〇円	
三十五	号	一五、五〇〇円		二十八	号	二五、六〇〇円	
三十六	号	一五、五〇〇円		二十九	号	二五、六〇〇円	
三十七	号	一五、五〇〇円		三十	号	二五、六〇〇円	
三十八	号	一五、五〇〇円		三十一	号	二五、六〇〇円	
三十九	号	一五、五〇〇円		三十二	号	二五、六〇〇円	
四十	号	一五、五〇〇円		三十三	号	二五、六〇〇円	
四十一	号	一五、五〇〇円		三十四	号	二五、六〇〇円	
四十二	号	一五、五〇〇円		三十五	号	二五、六〇〇円	
四十三	号	一五、五〇〇円		三十六	号	二五、六〇〇円	
四十四	号	一五、五〇〇円		三十七	号	二五、六〇〇円	
四十五	号	一五、五〇〇円		三十八	号	二五、六〇〇円	
四十六	号	一五、五〇〇円		三十九	号	二五、六〇〇円	
四十七	号	一五、五〇〇円		四十	号	二五、六〇〇円	
四十八	号	一五、五〇〇円		四十一	号	二五、六〇〇円	
四十九	号	一五、五〇〇円		四十二	号	二五、六〇〇円	
五十	号	一五、五〇〇円		四十三	号	二五、六〇〇円	
五十一	号	一五、五〇〇円		四十四	号	二五、六〇〇円	
五十二	号	一五、五〇〇円		四十五	号	二五、六〇〇円	
五十三	号	一五、五〇〇円		四十六	号	二五、六〇〇円	
五十四	号	一五、五〇〇円		四十七	号	二五、六〇〇円	
五十五	号	一五、五〇〇円		四十八	号	二五、六〇〇円	
五十六	号	一五、五〇〇円		四十九	号	二五、六〇〇円	
五十七	号	一五、五〇〇円		五十	号	二五、六〇〇円	
五十八	号	一五、五〇〇円		五十一	号	二五、六〇〇円	
五十九	号	一五、五〇〇円		五十二	号	二五、六〇〇円	
六十	号	一五、五〇〇円		五十三	号	二五、六〇〇円	
六十一	号	一五、五〇〇円		五十四	号	二五、六〇〇円	
六十二	号	一五、五〇〇円		五十五	号	二五、六〇〇円	
六十三	号	一五、五〇〇円		五十六	号	二五、六〇〇円	
六十四	号	一五、五〇〇円		五十七	号	二五、六〇〇円	
六十五	号	一五、五〇〇円		五十八	号	二五、六〇〇円	
六十六	号	一五、五〇〇円		五十九	号	二五、六〇〇円	
六十七	号	一五、五〇〇円		六十	号	二五、六〇〇円	
六十八	号	一五、五〇〇円		六十一	号	二五、六〇〇円	
六十九	号	一五、五〇〇円		六十二	号	二五、六〇〇円	
七十	号	一五、五〇〇円		六十三	号	二五、六〇〇円	
七十一	号	一五、五〇〇円		六十四	号	二五、六〇〇円	
七十二	号	一五、五〇〇円		六十五	号	二五、六〇〇円	
七十三	号	一五、五〇〇円		六十六	号	二五、六〇〇円	
七十四	号	一五、五〇〇円		六十七	号	二五、六〇〇円	
七十五	号	一五、五〇〇円		六十八	号	二五、六〇〇円	
七十六	号	一五、五〇〇円		六十九	号	二五、六〇〇円	
七十七	号	一五、五〇〇円		七十	号	二五、六〇〇円	
七十八	号	一五、五〇〇円		七十一	号	二五、六〇〇円	
七十九	号	一五、五〇〇円		七十二	号	二五、六〇〇円	
八十	号	一五、五〇〇円		七十三	号	二五、六〇〇円	
八十一	号	一五、五〇〇円		七十四	号	二五、六〇〇円	
八十二	号	一五、五〇〇円		七十五	号	二五、六〇〇円	
八十三	号	一五、五〇〇円		七十六	号	二五、六〇〇円	
八十四	号	一五、五〇〇円		七十七	号	二五、六〇〇円	
八十五	号	一五、五〇〇円		七十八	号	二五、六〇〇円	
八十六	号	一五、五〇〇円		七十九	号	二五、六〇〇円	
八十七	号	一五、五〇〇円		八十	号	二五、六〇〇円	
八十八	号	一五、五〇〇円		八十一	号	二五、六〇〇円	
八十九	号	一五、五〇〇円		八十二	号	二五、六〇〇円	
九十	号	一五、五〇〇円		八十三	号	二五、六〇〇円	
九十一	号	一五、五〇〇円		八十四	号	二五、六〇〇円	
九十二	号	一五、五〇〇円		八十五	号	二五、六〇〇円	
九十三	号	一五、五〇〇円		八十六	号	二五、六〇〇円	
九十四	号	一五、五〇〇円		八十七	号	二五、六〇〇円	
九十五	号	一五、五〇〇円		八十八	号	二五、六〇〇円	
九十六	号	一五、五〇〇円		八十九	号	二五、六〇〇円	
九十七	号	一五、五〇〇円		九十	号	二五、六〇〇円	
九十八	号	一五、五〇〇円		九十一	号	二五、六〇〇円	
九十九	号	一五、五〇〇円		九十二	号	二五、六〇〇円	
一百	号	一五、五〇〇円		九十三	号	二五、六〇〇円	

附則 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由 一般職の職員の給与改定に伴い一部の裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右
昭和三十五年二月八日
内閣総理大臣 岸 信介

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「五万三千四百二十円又は四万六千五百八十円」を「五万三千五百円又は四万六千六百円」に改める。

別表検事及び副検事の各項を次のように改める。

検事																																			
一 号	八 一、八〇〇 円	二 号	七 八、八〇〇 円	三 号	七 五、七〇〇 円	四 号	七 〇、六〇〇 円	五 号	六 五、五〇〇 円	六 号	六 〇、五〇〇 円	七 号	五 五、八〇〇 円	八 号	五 三、五〇〇 円	九 号	四 六、六〇〇 円	十 号	四 三、一〇〇 円	十一 号	三 八、九〇〇 円	十二 号	三 五、二〇〇 円	十三 号	三 一、九〇〇 円	十四 号	三 〇、一〇〇 円	十五 号	二 八、二〇〇 円	十六 号	二 五、六〇〇 円	十七 号	二 一、三〇〇 円	十八 号	二 〇、三〇〇 円

副檢事									
十九号	一八、三〇〇円								
一号	四三、一〇〇円								
二号	三八、九〇〇円								
三号	三五、二〇〇円								
四号	三一、九〇〇円								
五号	三〇、一〇〇円								
六号	二八、二〇〇円								
七号	二五、六〇〇円								
八号	二一、三〇〇円								
九号	二〇、三〇〇円								
十号	一八、三〇〇円								
十一号	一七、三〇〇円								
十二号	一六、三〇〇円								

附則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

理由

一般職の職員の給与改定に伴い一部の檢察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不動産登記法の一部を改正する等の法律案

右

昭和三十五年二月十二日

内閣総理大臣 岸 信介

不動産登記法の一部を改正する等の法律

（不動産登記法の一部改正）

第一条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条—第七条ノ二）

第二章 登記所及び登記官吏（第八条—第十三条）

第三章 登記ニ関スル帳簿及び図面（第十四条—第二十四条ノ二）

第四章 登記手続（第二十五条—第七十七条）

第一節 通則（第二十五条—第七十七条）

第二節 不動産ノ表示ニ関スル登記手続

第一款 土地ノ表示ニ関スル登記手続（第七十八條—第九十条）

第二款 建物ノ表示ニ関スル登記手続（第九十一条—第九十九条）

第三節 所有権ニ関スル登記手続（第一百条—第一百二十二条）

第四節 所有権以外ノ権利ニ関スル登記手続（第一百二十一条—第一百四十条）

第五節 抹消ニ関スル登記手続（第一百四十一条—第一百五十一条）

第五節 異議（第一百五十二条—第一百五十七条）

第六章 罰則（第一百五十八條—第一百五十九條ノ二）

附則

第一条中「登記ハ」の下に「不動産ノ表示又ハ」を加え、「又ハ」を「若クハ」に改める。

第一章中第七條の次に次の一条を加える。

第七條ノ二 本法ノ施行ニ関スル細則ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条第一項中「登記スベキ權利ノ目的タル」を削り、同条第二項中「申請ニ因リ」を削る。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第九条中「一箇又ハ數箇ノ」を削り、「及ビ附屬書類又ハ其附屬書類」を、「附屬書類又ハ其附屬書類」に改め、同条を第十条とし、第八条ノ二を第九条とする。

第十三条を削り、第十二条を第十三条とし、第十一条ノ二を第十二条とする。

第三章 登記ニ関スル帳簿及ビ図面」に改める。

第十五条中「一棟」を「一箇」に改める。

第十六条第一項中「尚ホ表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、「乙区」を「甲区及ビ乙区」に改め、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス

第十七條及ビ第十八條を次のように改める。

第十七條 登記所ニ地図及ビ建物所在圖ヲ備フ

第十八條 地図ハ一筆又ハ數筆ノ土地毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ土地ノ区画及ビ地番ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス

建物所在圖ハ一箇又ハ數箇ノ建物毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各箇ノ建物ノ位置及ビ家屋番号ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス

第二十条第一項中「登記簿」の下に「並ニ地図及ビ建物所在圖」を加え、同条第二項中「申請書其他ノ附屬書類ハ申請書受附」を「不動産ノ權利ニ関スル登記ノ申請書ハ受附に」「書面」を「モノ」に改める。

第二十一条第一項中「又ハ抄本」を「若クハ抄本又ハ地圖若クハ建物所在圖ノ全部若クハ一部ノ写」に、「又ハ其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「地圖若クハ建物所在圖ノ全部若クハ一部ノ写」を加える。

第二十二條第一項中「其附屬書類」の下に「並ニ地圖及ビ建物所在圖」を加え、「第二十条第二項ニ掲ゲタル書類」を「申請書其他ノ附屬書類」に改める。

第二十四条中「及ビ其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地圖若クハ建物所在圖」に改める。

第二十四条ノ二第二項中「三十年」を「二十年」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

二〇九

第二十五条ノ二 不動産ノ表示ニ
関スル登記ハ登記官吏職權ヲ以
テ之ヲ為スコトヲ得
第二十六条に次の一項を加え
る。

不動産ノ表示ニ関スル登記ニ付
テハ申請人登記所ニ出頭スルコ
トヲ要セズ

第二十八条ノ三中「第五十条第
三項」を「第五十一条第三項」に、
「第六十三条ノ三」を「第六十五条」
に改める。

第三十二条及び第三十三条を次
の様に改める。

第三十二条 仮登記ハ申請書ニ仮
登記義務者ノ承諾書又ハ仮処分
命令ノ正本ヲ添附シテ仮登記権
利者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三十三条 前条ノ仮処分命令ハ
不動産ノ所在地ヲ管轄スル地方
裁判所ガ仮登記権利者ノ申請ニ
因リ仮登記原因ノ疎明アリタル
場合ニ於テ之ヲ発ス

申請ヲ却下シタル決定ニ対シテ
ハ即時抗告ヲ為スコトヲ得
前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事
件手続法ノ規定ヲ準用ス

第三十六条第一号中「土地ノ番
号」を「地番」に改め、同条中第
二号を削り、第三号を第一号と
し、第四号から第八号までを一
号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を
加える。

土地ノ表示又ハ土地ヲ目的トス
ル権利ニ関スル登記ヲ申請スル
場合ニ於テハ前項ニ掲ゲタル事
項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコト
ヲ要ス

一 地目
二 地積
建物ノ表示又ハ建物ヲ目的トス
ル権利ニ関スル登記ヲ申請スル
場合ニ於テハ第一項ニ掲ゲタル事
項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコト
ヲ要ス

一 建物ノ種類、構造及び床面
積
二 家屋番号
三 建物ノ番号アルトキハ其番
号
四 附属建物アルトキハ其種
類、構造及び床面積
第三十七条を次のように改め
る。

第三十七条 買戻ノ特約ノ登記ヲ
申請スル場合ニ於テハ申請書ニ
買主ガ払ヒタル代金及ビ契約ノ
費用ヲ記載シ若シ登記原因ニ買
戻ノ期間ノ定アルトキハ之ヲ記
載スルコトヲ要ス

第三十八条中「買戻ノ特約其他」
を削る。
第三十九条及び第三十九条ノ二
を次のように改める。

第三十九条 不動産ノ表示又ハ権
利ノ設定、保存若クハ移転ノ登
記ヲ申請スル場合ニ於テ所有者
又ハ登記権利者ガ二名以上ナル
トキハ申請書ニ其持分ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

第三十九条ノ二 権利ノ一部移転
ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ
申請書ニ其部分ノ表示ヲ為シ若
シ登記原因ニ民法第二百五十六
条第一項但書(同法第二百六十
四条ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ定アルトキハ之ヲ記載ス
ルコトヲ要ス

第四十四条の次に次の一條を加
える。
第四十四条ノ二 前条ノ規定ニ依
ル書面ヲ提出シテ登記ノ申請ア
リタル場合ニ於テハ第四十九条
第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ
却下スベキトキヲ除ク外登記官
吏ハ其旨ヲ郵便ヲ以テ登記義務
者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ発シタル日ヨリ三
週間内ニ登記義務者ガ法務省令
ノ定ムル書面ヲ以テ登記申請ノ
周達ナキコトヲ登記官吏ニ申出
タル場合ニ於テハ其申出ノ時ニ
登記官吏ガ其登記ノ申請書ヲ受
取リタルモノト看做ス

第四十九条第三号中「当事者」を
「不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ申
請スル場合ヲ除ク外当事者」に改
め、同条第十号及び第十一号を次
の様に改める。

十 土地又ハ建物ノ表示ニ関ス
ル登記ノ申請書ニ掲ゲタル土
地又ハ建物ノ表示ニ関スル事
項ガ登記官吏ノ調査ノ結果ト
符合セザルトキ

十一 第四十四条ノ二第二項ノ
期間内ニ同項ノ申出ナキトキ
第四十九条ノ二を削る。
第五十一条を削り、第五十条第
一項中「表示欄」を「表題部」に、
「申請書受附ノ年月日、登記ノ目
的其他申請書ニ掲ゲタル事項ニシ
テ不動産ノ表示ニ関スルモノ」を
「不動産ノ表示ニ関スル事項、登
記原因及ビ其日附並ニ登記ノ年月
日」に改め、同条を第五十一条と
し、同条の前に次の一條を加え
る。

第五十条 登記官吏ハ土地又ハ建
物ノ表示ニ関スル登記ノ申請ア
リタル場合又ハ職權ヲ以テ其登
記ヲ為ス場合ニ於テ必要アルト
キハ土地又ハ建物ノ表示ニ関ス
ル事項ヲ調査スルコトヲ得

登記官吏ハ前項ノ調査ヲ為ス場
合ニ於テ必要アルトキハ日出ヨ
リ日没マデノ間ニ限り土地若ク
ハ建物ヲ検査シ又ハ土地若クハ
建物ノ所有者其他ノ関係人ニ文
書ノ呈示ヲ求メ若クハ質問ヲ為
スコトヲ得此場合ニ於テハ其身
分ヲ証スル書面ヲ携帯シ関係人
ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スル
コトヲ要ス

第五十二条中「表示欄ニ登記ヲ
為ストキハ表示番号欄ニ番号ヲ記
載シ」を削る。
第五十九条の次に次の一條を加
える。

第五十九条ノ二 買戻ノ特約ノ登
記ハ買主ノ権利取得ノ登記ニ附
記シテ之ヲ為ス

買戻ニ因ル権利取得ノ登記ヲ為
シタルトキハ前項ノ登記ヲ抹消
スルコトヲ要ス
前二項ノ規定ハ登記ノ目的タル
権利ノ消滅ニ関スル事項ノ定ノ
登記ニ付キ之ヲ準用ス

第六十条第一項に次のただし書
を加える。
但其登記ガ不動産ノ表示ニ関ス
ル登記、登記名義人ノ表示ノ変
更若クハ更正ノ登記又ハ抹消ノ
登記ナルトキハ申請書受附ノ年
月日、受附番号及ビ順位番号ヲ
記載スルコトヲ要セズ

第六十条第二項中、「順位番号」
及び「登記原因、其日附」を削
る。
第六十一条を削り、第六十二条
を第六十一条とし、同条の次に次
の一條を加える。

第六十二条 登記官吏ガ不動産ノ
表示ニ関スル登記ヲ為シタルト
キハ遅滞ナク其旨ヲ申請人以外
ノ表題部ニ記載シタル所有者、
更正前ノ表題部ニ所有者トシテ
記載セラレタル者若クハ所有權
ノ登記名義人又ハ其一人ニ通知
スルコトヲ要ス

第六十三条中「登記ヲ」を「権利
ニ関スル登記」に改める。
第六十七条及び第六十八条を削
り、第六十六条を第六十八条と
し、第六十五条を第六十七条と
し、第六十四条中「登記」を「権利
ニ関スル登記」に改め、同条を第
六十六条とし、第六十三条ノ三を
第六十五条とし、第六十三条ノ二
を第六十四条とする。

第七十一条第一項中「表示欄ニ
不動産ノ表示ヲ為シ」を削る。
第七十二条第一項中「新登記」を
「権利ニ関スル新登記」に改める。
第七十三条第一項中「第六十二
条」を「第六十一条」に改める。
第七十四条第二項中「表示欄及
ビ」を削る。

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

第七十六条第二項中「表示欄」を
「表題部」に改め、同条に次の二項
を加える。
第一項及び第二項ノ規定ハ表題
部又ハ各区ノ枚數過多ニシテ取

扱不便ト為ルニ至リタル場合ニ
之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シ
タルトキハ前ノ表題部又ハ各區
ノ用紙ハ之ヲ閉鎖シタル登記用
紙ト看做ス

「第二節 所有権ニ関スル登記
手続」を「第二節 不動産ノ表示
ニ関スル登記手続」に改める。

第七十八條から第八十條までを
次のように改める。

第七十八條 土地ノ表示ノ登記ニ
於テハ左ノ事項ヲ登記スルコト
ヲ要ス

一 土地所在ノ郡、市、区、町
村及ビ字

二 地番

三 地目

四 地積

五 所有権ノ登記ナキ土地ニ付
テハ所有者ノ氏名、住所若シ
所有者ガ二名以上ナルトキハ
其持分

第七十九條 登記所ハ政令ノ定ム
ルトコロニ依リ地番区域ヲ定メ
土地一筆毎ニ地番ヲ附スルコト
ヲ要ス

地目及ビ地積ヲ定ムルニ付キ必
要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定
ム

第八十條 新ニ土地ヲ生ジタルト
キハ所有者ハ一个月内ニ土地ノ
表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要
ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ
測量図、土地ノ所在図及ビ申請

人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附
スルコトヲ要ス

所有者ノ變更アリタルトキハ新
所有者ハ其變更アリタル日ヨリ
一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請
スルコトヲ要ス

第八十條ノ二を削る。

第八十一條を次のように改め
る。

第八十一條 地目又ハ地積ノ變更
アリタルトキハ表題部ニ記載シ
タル所有者又ハ所有権ノ登記名
義人ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ
變更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要
ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ變更後
ノ地目又ハ地積ヲ記載シ地積ノ
變更ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ
測量図ヲ添附スルコトヲ要ス

所有者ノ變更アリタルトキハ新
所有者ハ其者ノ為所有権ノ登記
アリタル日ヨリ一个月内ニ第一
項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要
ス

第八十一條の次に次の八條を加
える。

第八十一條ノ二 土地ノ分筆又ハ
合筆ノ登記ハ表題部ニ記載シタ
ル所有者又ハ所有権ノ登記名義
人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割又
ハ合併後ノ土地ノ表示ヲ為シ分
筆ノ登記ノ申請書ニハ分割後ノ
土地ノ地積ノ測量図ヲ添附スル
コトヲ要ス

一筆ノ土地ノ一部分別地目ト為
リ又ハ地番区域ヲ異ニスルニ至
リタルトキハ第一項ノ申請ナキ

場合ニ於テモ登記官吏ハ其土地
ノ分筆ノ登記ヲ為スコトヲ要
ス

第八十一條ノ三 所有権ノ登記及
ビ承役地ニ付キ為ス地役権ノ登
記以外ノ権利ニ関スル登記アル
土地ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ
得ズ所有権ノ登記ナキ土地ト所
有権ノ登記アル土地トノ合併ニ
付キ亦同ジ

第八十一條ノ四 一筆ノ土地ノ一
部ニ承役地ニ付キ為ス地役権ノ
登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申
請スル場合ニ於テ分割後ノ土地
ノ一部ニ地役権ガ存続スベキト
キハ申請書ニ其部分ヲ記載シ之
ヲ証スル地役権者ノ書面及ビ其
部分ヲ示シタル図面ヲ添附スル
コトヲ要ス

第八十一條ノ五 第八十一條第二
項ノ規定ハ地目又ハ地積ノ更正
ノ登記ノ申請ニ、第四十三條ノ
規定ハ表題部ニ記載シタル所有
者ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登記
ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十一條ノ六 表題部ニ記載シ
タル所有者又ハ其持分ノ變更ア
リタルトキハ所有権ニ関スル登
記ノ手続ニ依リニ非ザレバ之ヲ
登記スルコトヲ得ズ

第八十一條ノ七 表題部ニ記載シ
タル所有者ノ更正ノ登記ハ申請
書ニ其者ノ承諾書ヲ添附シテ書
面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル
者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

表題部ニ記載シタル所有者ノ持
分ノ更正ノ登記ハ申請書ニ持分
ノ更正スベキ他ノ共有者ノ承諾
書ヲ添附シテ共有者ノ一人ヨリ

之ヲ申請スルコトヲ得

第八十一條ノ八 土地ガ滅失シタ
ルトキハ表題部ニ記載シタル所
有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ
一个月内ニ土地ノ滅失ノ登記ヲ
申請スルコトヲ要ス

第八十一條ノ九 地番、地目又ハ
地積ノ變更又ハ更正ノ登記ヲ為
ストキハ變更又ハ更正前ノ地
番、地目又ハ地積ノ表示ヲ朱抹
スルコトヲ要ス

表題部ニ記載シタル所有者ノ表
示ノ變更若クハ更正又ハ所有者
若クハ其持分ノ更正ノ登記ヲ為
ストキハ變更又ハ更正前ノ所有
者又ハ其持分ノ表示ヲ朱抹スル
コトヲ要ス

第八十二條第一項中「為シタル」
を「為ス」に、「表示欄」を「表題
部」に改め、同条第二項中「表示
欄」を「表題部」に改め、「及ビ其
番号」を削る。

第八十三條第三項中「其旨」を
「乙地ニ関シ其權利ノ消滅シタル
旨」に改め、同条に次の三項を加
える。

申請書ニ所有権以外ノ權利ノ登
記名義人ガ甲地ニ関シ其權利ノ
消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル
書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得
ベキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルト
キハ乙地ノ登記用紙中相當區事
項欄ニ其權利ニ関スル登記ヲ転
写シ申請書受附ノ年月日及ビ受
附番号ヲ記載シ登記官吏捺印ス
要ス此場合ニ於テハ甲ルコトヲ
地ノ登記用紙中其權利ニ関スル
登記ニ甲地ニ関シ其權利ノ消滅

シタル旨を附記シ其登記ヲ朱抹
スルコトヲ要ス

前二項ノ權利ノ目的トスル第三
者ノ權利ニ関スル登記アルトキ
ハ申請書ニ其者ノ承諾ヲ証スル
書面又ハ之ニ對抗スルコトヲ得
ベキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコト
ヲ要ス

第三項及ビ第四項ノ規定ハ前項
ノ書面ノ添附アリタル場合ニ於
ケル第三者ノ權利ニ関スル登記
ニ付キ之ヲ準用ス

第八十四條を次のように改め
る。

第八十四條 第八十一條ノ四ノ場
合ニ於テ分筆ノ登記ヲ為シタル
トキハ甲地又ハ乙地ノ登記用紙
中地役権ニ関スル登記ニ其地役
権ノ存続スベキ部分ヲ附記スル
コトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第八十一條
ノ四ノ場合ニ於テ甲地ノミニ付
キ地役権ガ存続スベキトキニ、
前条第四項ノ規定ハ第八十一條
ノ四ノ場合ニ於テ乙地ノミニ付
キ地役権ガ存続スベキトキニ之
ヲ準用ス

第八十五條第一項中「合併シタ
ル」を「合併スル」に、「表示欄」を
「表題部」に改め、「及ビ其番号」を
削り、同条第二項中「甲区」を「相
當區」に、「所有権ニ関スル」を「所
有権及ビ地役権」に、「其登記」を
「所有権ノ登記」に改め、「ニ関
スル旨」の下に「又ハ合併シタル部
分ノミガ甲地ト共ニ地役権ノ目的
タル旨」を加え、同条第四項中「所
有権其他ノ權利ニ関スル」を「所有
権又ハ地役権」に、「甲地ノ番

二二

号」を「甲地ノ地番」に改め、同条第五項中、「第三項」を「乃至第六項」に改め、同条第三項を削る。

第八十六條第一項中「合併シタル」を「合併スル」に改め、同条中「表示欄」を「表題部」に改め、「及び其番号」を削る。

第八十七條第一項中「甲区」を「相当区」に、「所有権ニ関スル」を「所有権及び地役権」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第八十五條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八條ノ規定ハ第九十條ニ之ヲ準用ス

第八十八條 土地ノ滅失ノ登記ヲ為ストキハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十九條 前条ノ場合ニ於テ滅失シタル土地ガ他ノ不動産ト共ニ所有権以外ノ權利ノ目的タリシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相當區事項欄ニ滅失シタル土地ノ表示ヲ為シ滅失ノ原因及ビ其土地ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動産ト共ニ所有権以外ノ權利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル土地ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ屬スルトキハ遲滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

第九十條 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ當該官庁ハ遲滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ囑託スルコトヲ要ス

前項ノ囑託ヲ受ケタル登記所ハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

土地ノ一部ガ河川ノ敷地ト為リタルトキハ當該官庁ハ分筆ノ登記ヲ囑託スルコトヲ得

第四十六條ノ二、第五十一條第三項、第六十條ノ二及ビ第六十五條ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十條ノ次に次の款名を加える。

第二款 建物ノ表示ニ關スル登記手續

第九十一條及第九十二條を次のように改める。

第九十一條 建物ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 建物所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番

二 家屋番号

三 種類、構造及ビ床面積

四 建物ノ番号アルトキハ其番号

五 附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積

六 所有権ノ登記ナキ建物ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第九十二條 登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ建物一箇毎ニ家

屋番号ヲ附スルコトヲ要ス

建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條ノ二及ビ第九十三條を削り、第九十二條ノ次に次の八条を加える。

第九十三條 建物ノ新築シタルトキハ所有者ハ一个月内ニ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ建物ノ図面、各階ノ平面図及ビ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ二 建物ノ所在又ハ第九十一條第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項に変更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月内ニ建物ノ表示ノ変更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ事項ヲ記載シ建物ノ所在ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ建物ノ図面ヲ、床面積ノ変更又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ変更後ノ建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ、床面積ノ増加又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ三 建物ノ分割、区分又ハ合併ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記

記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割、区分又ハ合併後ノ建物ノ表示ヲ為シ其建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三條ノ四 所有権ノ登記以外ノ權利ニ關スル登記アル建物ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ所有権ノ登記ナキ建物ト所有権ノ登記アル建物トノ合併ニ付キ亦同シ

第九十三條ノ五 第九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第九十一條第一号及ビ第三号乃至第五号ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三條ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ、第八十一條ノ六ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ變更アリタル場合ニ、第八十一條ノ七ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 登記ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月内ニ建物ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三條ノ七 第八十一條ノ九第一項ノ規定ハ家屋番号、建物ノ所在、種類、構造、床面積又ハ番号ノ変更又ハ更正ノ登記ニ、同条第二項ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更若クハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

附属建物ノ種類、構造又ハ床面積ノ変更又ハ更正ノ登記ヲ為ス

トキハ其附属建物ノ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十三條ノ八 附属建物ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ主たる建物ノ登記用紙中表題部ニ附属建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十四條及第九十五條を次のように改める。

第九十四條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シ又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ分割又ハ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ前項ノ手續ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ分割ニ因リテ其附属建物ノ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ分割シタル附属建物ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

甲建物又ハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト為ス場合ニ於テ第一項ノ手續ヲ為シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ甲建物又ハ其附属建物ノ残余部分ノ表示ヲ為シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ノ附属建物ト為ス場合ニ於テ其登記ヲ

為ストキハ乙建物ノ登記用紙中
表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号
何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シ
タル旨ヲ記載スルコトヲ要ス
甲建物又ハ其附属建物ヲ区分シ
テ之ヲ乙建物又ハ其附属建物ニ
合併スル場合ニ於テ其登記ヲ為
ストキハ乙建物ノ登記用紙中表
題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何
番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタ
ル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ抹ス
ルコトヲ要ス
前条第二項ノ規定ハ第一項ノ場
合ニ、同条第三項ノ規定ハ前項
ノ場合ニ之ヲ準用ス
第九十六条中「及ビ第八十四条」
を削る。
第九十七条中「第五項」を「第四
項」に改める。
第九十八条中「又ハ其附属建物
ニ合併シタル」を「若クハ其附属建
物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附属建物
ト為ス」に、「乙建物ノ附属建物
ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建
物」を「乙建物ノ附属建物ニ合併
シ又ハ乙建物ノ附属建物ト為ス場
合ニ於テハ乙建物及ビ他ノ附属
建物」に改め、「及ビ其番号」を削
る。
第九十九条を次のように改め
る。
第九十九条 第八十八条及ビ第八
十九条ノ規定ハ建物ノ滅失ノ登
記ニ之ヲ準用ス
第九十九条の次に次の節名を加
える。

第三節 所有権ニ関スル 登記手続

第一百条を次のように改める。
第一百条 始メテ為ス所有権ノ登記
ハ左ニ掲ゲタル者ヨリ之ヲ申請
スルコトヲ得
一 表題部ニ自己又ハ被相続人
ガ所有者トシテ記載セラレタ
ル者
二 判決ニ依リ自己ノ所有権ヲ
証スル者
三 取用ニ因リ所有権ヲ取得シ
タル者
第一百条ノ二ヲ削る。
第一百条及ビ第一百二条を次のよ
うに改める。
第一百一条 前条ノ規定ニ從ヒテ登
記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請
書ニ第一百条第何号ニ依リテ登記
ヲ申請スル旨ヲ記載シ申請書ノ
副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添
附スルコトヲ要ス但登記原因及
ビ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五
条第一項第二号乃至第四号ニ掲
ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要
セズ
第一百二条 不動産ノ表示ノ登記ナ
キ不動産ニ付キ第一百条第二号又
ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有権
ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中
表題部ニ申請書又ハ囑託書ニ掲
ゲタル不動産ノ表示ニ関スル事
項ヲ記載シ第一百条第二号又ハ第
三号ノ規定ニ依リテ所有権ノ登記
ヲ為スニ因リテ其登記ヲ為ス旨
ヲ記載スルコトヲ要ス
第一百二条ノ二及ビ第一百二条ノ三
を削る。

第一百三条を次のように改める。
第一百三条 所有権ノ登記ヲ為シタ
ルトキハ登記用紙中表題部ニ記
載シタル所有権ノ表示ヲ抹ス
ルコトヲ要ス
第一百三条ノ二を削る。
第一百四条を次のように改める。
第一百四条 所有権ノ登記ナキ不動
産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ
登記ノ囑託アリタル場合ニ於テ
登記ヲ為ストキハ登記用紙中甲
区事項欄ニ所有者ノ氏名、住所
及ビ処分ノ制限ノ登記ノ囑託ニ
依リテ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ
記載スルコトヲ要ス
第一百二条ノ規定ハ不動産ノ表示
ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権
ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ス場合
ニ之ヲ準用ス
第一百五条から第一百十条までを削
り、第一百四条ノ十五中「第一百四
条ノ二」を「第一百八条」に改め、同条
を「第一百十條ノ二」とし、第一百四
条ノ十四中「第一百四條ノ十一」を「第
百十條ノ八」に改め、同条を「第
百十條ノ十一」とし、第一百四條ノ十三
中「第一百四條ノ八」を「第一百十條ノ
五」に、「第一百四條ノ六又ハ第一百四
條ノ七」を「第一百十條ノ三又ハ第
百十條ノ四」に改め、同条を「第
百十條ノ十」とし、第一百四條ノ六から第
百四條ノ十二までを「第一百十條ノ三
から第一百十條ノ九まで」とし、第
百四條ノ五第二項中「場合」の下に
「又ハ同法第二十七條ノ規定ニ基
ク信託財産ノ復旧ノ場合」を加
え、同条を「第一百十條ノ二」とし、第
百四條ノ二から「第一百四條ノ四まで
を「第一百八条から第一百十条までと
し、第一百四條の次に次の三条を加
える。
第一百五条 第四百六条第一項ノ
規定ハ所有権ニ関スル仮登記ヲ
為シタル後本登記ヲ申請スル場
合ニ之ヲ準用ス
前項ノ場合ニ於テ本登記ヲ為ス
トキハ登記用紙中相当区事項欄
ニ第三者ノ権利ノ表示ヲ為シ同
項ノ本登記ヲ為スニ因リテ抹消
ヲ為ス旨ヲ記載シ其登記ヲ抹消
スルコトヲ要ス
第一百六条 土地又ハ建物ノ取用ニ
因ル所有権移転ノ登記ハ申請書
ニ取用ノ裁決ノ失効セザリシコ
トヲ証スル書面ヲ添附シテ起業
者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得
官庁又ハ公署ガ起業者ナルトキ
ハ其官庁又ハ公署ハ遅滞ナク前
項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スルコ
トヲ要ス
第一百七条 土地ニ付キ前条第一項
ノ登記ヲ申請シ又ハ囑託スル場
合ニ於テハ申請書又ハ囑託書ニ
取用ニ因リ消滅シタル既登記ノ
権利ノ表示ヲ為シ其消滅ヲ証ス
ル書面ヲ添附スルコトヲ要ス
前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリ
タル場合ニ於テ其登記ヲ為スト
キハ同項ノ規定ニ依リ申請書又
ハ囑託書ニ表示シタル権利ノ登
記ヲ抹消スルコトヲ要ス
「第三節」を「第四節」に改め
る。
第一百一条中「又ハ移転」及び
「及ビ範圍」を削る。
第一百二条中「又ハ移転」を削
る。

し、第一百四條の次に次の三条を加
える。
第一百二条ノ二 要役地ニ付キ所
有権ノ登記ナキトキハ地役権ノ
設定ノ登記ヲ為スコトヲ得ズ
第一百二条に次の二項を加え
る。
地役権設定ノ範圍ガ承役地ノ一
部ナル場合ニ於テハ申請書ニ其
範圍ヲ明カナラシムル図面ヲ添
附スルコトヲ要ス
要役地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属
スル場合ニ於テハ申請書ニ地役
権者ガ要役地ノ所有権ノ登記名
義人タルコトヲ証スル書面ヲ添
附スルコトヲ要ス
第一百十三條の次に次の一条を加
える。
第一百十三條ノ二 地役権ノ設定ノ
登記ヲ為ス場合ニ於テハ登記用
紙中乙区事項欄ニ登記権利者ノ
氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要
セズ
第一百十四條の次に次の一条を加
える。
第一百十四條ノ二 第一百十三條第二
項ノ規定ハ地役権設定ノ範圍ノ
變更ノ登記ノ申請ニ、同条第三
項ノ規定ハ地役権ノ變更又ハ消
滅ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス
第一百十七條中「元本若クハ利息
ノ支払場所ノ定」を「債務ノ不履行
ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ関
スル定」に改め、「之ヲ」の下に「記
載シ尚抵当証券発行ノ定アル場合
ニ於テ元本又ハ利息ノ支払場所ノ
定アルトキハ之ヲ」を加える。

第百十九條及び第百十九條ノ二を次のように改める。

第百十九條 先取特權、質權又ハ抵當權ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ為スコトヲ要ス

第百十九條ノ二 第百十七條ノ規定ハ民法第三百七十五條第一項ノ規定ニ依リ抵當權ヲ以テ他ノ債權ノ担保ト為シ又ハ抵當權ヲ譲渡シ若クハ放棄シタル場合ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九條ノ三 民法第三百九十三條ノ規定ニ依リ代位ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ先順位ノ抵當權者ガ弁済ヲ受ケタル不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ其代價及ビ弁済ヲ受ケタル額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百十七條ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第百十九條ノ四 前二條ノ規定ハ質權ニ付キ之ヲ準用ス

第百二十一條を次のように改める。

第百二十一條 外国ノ通貨ヲ以テ債權額ヲ指定シタル債權ノ担保タル質權又ハ抵當權ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債權額ノ外日本ノ通貨ヲ以テ表示シタル担保限度額ヲ記載スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ目録ニハ各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ申請人之ニ署名、捺印スルコトヲ要ス

第百二十二條ノ二を削る。

第百二十八條から第百三十五條までを削り、第百二十七條ノ三中「第百三條及ビ第百三條ノ二ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ収用ニ因ル權利移転ノ登記ニ、第百四條ノ二乃至第百四條ノ十五」を「第百八條乃至第百十條ノ十二」に改め、同条を第百三十五條とし、同条の前に次の一條を加える。

第百三十四條 所有權以外ノ權利ノ移転ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第百二十七條ノ二中「又ハ移転」及び「探石權設定ノ範圍及ビ其」を削り、同条を第百三十三條とし、第百二十六條ノ三から第百二十七條までを第百二十九條から第百三十二條までとし、第百二十六條ノ二を削り、第百二十六條第一項中「第百二十四條」を「第百二十五條」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第百二十八條とする。

前項ノ規定ニ從ヒテ為スベキ登記ハ共同担保目録アル場合ニ於テハ其目録ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第百二十五條を削り、第百二十四條ノ四第一項中「第百二十二條ノ三」を「第百二十三條」に改め、

同条第二項中「第百二十四條及ビ第百二十四條ノ二」を「第百二十五條」に改め、同条を第百二十七條とし、第百二十四條ノ三を第百二十六條とし、第百二十四條ノ二を削り、第百二十四條に次の一項を加え、同条を第百二十五條とする。

申請書ニ共同担保目録ヲ添附シタル場合ニ於テ其一個ノ不動産ニ關スル權利ノ付キ登記ヲ為ストキハ其不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利ト共ニ担保ノ目的タル旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百二十三條を第百二十四條とし、第百二十二條ノ三を第百二十三條とする。

第百三十六條中「建坪」を「床面積」に、「土地ノ番号」を「地番」に改める。

第百三十七條中「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十八條中「既登記ノ」を「所有權ノ登記アル」に、「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十九條第一項中「第百六條及ビ第百七條」を「第百六條及ビ第百七條」を「第百六條及ビ第百七條」に改める。

第百四十條を次のように改める。

第百四十條 前条第一項ノ建物ニ付キ建物ノ表示ノ登記ヲ為ストキ又ハ同条第二項ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ更ニ建物又ハ附屬建物ノ表示

ヲ為シ前ノ表示ヲ失抹スルコトヲ要ス

前条第一項ノ所有權ノ登記ヲ為ストキハ不動産ノ先取特權ノ保存ニ關シテ甲區事項欄ニ為シタル登記ヲ失抹スルコトヲ要ス

「第四節」を「第五節」に改める。

第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條 始メテ為シタル所有權ノ登記ノ抹消ヲ其所有權ノ登記名義人ヨリ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス

第百四十四條及ビ第百四十四條ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十四條第一項中「仮登記名義人ヨリ」の下に「申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附シテ」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

第百四十四條及ビ第百四十四條ノ二ノ規定ハ第一項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十五條に次の一項を加える。

登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ予告登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十八條を次のように改める。

第百四十八條 第百六條ノ規定ハ土地又ハ建物ニ關スル所有權以外ノ權利ノ収用ニ因ル權利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ収用ニ因ル所有權移転ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ建物又ハ前項ノ權利ヲ目的トスル所有權ノ登記以外ノ權利ニ關スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第百四十九條を削り、第百四十九條ノ二を第百四十九條とする。

第百五十六條を削り、第百五十五條を第百五十六條とし、第百五十四條を第百五十五條とし、第百五十三條を第百五十四條とし、第百五十二條を削り、第百五十一條を第百五十三條とし、第百五十條を第百五十二條とし、第百四十九條ノ五を第百五十一條とし、第百四十九條ノ四を削り、第百四十九條ノ三を第百五十條とする。

第百五十八條及ビ第百五十九條を削り、第百五十七條の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第百五十八條 登記義務者ニ付キ確實ナル知識ヲ有セザルニ拘ラズ第百四十四條ノ規定ニ依リ保証ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第百五十九條 第五十條第二項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

罰金ニ処ス同項ノ規定ニ依リ文書ヲ呈示シ又ハ質問ニ對シ陳述ヲ為サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者亦同ジ

第百五十九條ノ二 第八十條第一項若クハ第三項、第八十一條第

一、項若クハ第三項、第八十一條ノ八、第九十三條第一項若クハ第三項、第九十三條ノ二第一項若クハ第三項又ハ第九十三條ノ六ノ規定ニ依ル申請ヲ為スベキ義務アル者其申請ヲ怠リタルトキハ一萬四以下ノ過料ニ処ス第百六十四條を削る。

(土地台帳法及び家屋台帳法の廃止)

第二條 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(表題部の改製及び新設)

第二條 登記所は、第一條の規定による改正前の不動産登記法の規定による土地又は建物の登記用紙の表題部を同条の規定による改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地又は建物で土地台帳又は家屋台帳に登録されているものについては、表題部を新設しなければならない。

2 前項の規定による改製及び新設を完了すべき期日は、各登記所について法務大臣が指定する。

3 法務大臣は、前項の期日(以下「指定期日」という。)を指定したときは、すみやかに官報で公示しなければならない。

4 第一項の規定による改製及び新設に關し必要な事項は、法務省令で定める。

(指定期日までの経過措置)

第三條 この法律の施行の後指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に關しては、この法律による他の法律の改正又は廃止にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 第一條の規定による改正前の不動産登記法中第八條ノ二から第十三條まで、第十五條、第十七條、第十八條、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第五十一條、第六十條、第六十一條、第六十三條ノ二から第六十八條まで、第七十八條、第八十條ノ二、第八十三條第三

項、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十二條ノ二、第九十四條から第九十八條まで、第九十條ノ二から第九十四條ノ十五まで、第九十七條ノ二から第九十九條まで、第百十一條、第百十二條、第百十七條、第百十九條、第百十九條ノ二、第百二十一條から第百三十五條まで、第百四十三條、第百四十四條、第百四十八條から第百五十九條まで及び第百六十四條を除くその他の規定を適用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十九條	段別若クハ坪數	地積
第八十條	段別又ハ坪數	
第八十一條		
第八十八條		
第九十一條		
第九十二條		
第九十三條		
第九十九條	建坪	床面積
第百三十六條から第百三十八條まで		

二 第一條の規定による改正後の不動産登記法中第七條ノ二、第九條から第十三條まで、第十五條、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第四十四條ノ二、第四十九條第十一號、第五十九條ノ二、第六十條、第六十四條から第六十八條まで、第七十六條第四項及び第五項、第八十一條ノ三、第八十一條ノ四、第八十三條第三項から第六項まで、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十三條ノ

四、第九十四條から第九十八條まで、第百四條第一項、第百五條から第百十二條ノ二まで、第百十三條第二項及び第三項、第百十三條ノ二、第百十四條ノ二、第百十七條、第百十九條から第百十九條ノ四まで、第百二十一條から第百三十五條まで、第百四十三條、第百四十四條、第百四十五條第二項並びに第百四十八條から第百五十八條までの規定を除くその他の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十九條	所有者又ハ登記權利者	登記權利者
第六十條第一項ただし書	不動産ノ表示ニ關スル登記	不動産若クハ
第八十五條第一項	表題部	表示欄
第八十六條		
第九十四條		
第九十五條第一項及び第二項	合併スル	合併シタル
第八十五條第一項	前ノ表示	前ノ表示及び其番号
第八十六條第一項	甲地ノ表示	甲地ノ表示及び其番号
第九十四條第三項	土地ノ表示	登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト為リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示及び其番号
第九十條第二項	為ス場合	為シタル場合
第九十四條	甲区事項欄	表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ且甲区事項欄
第九十五條第一項		
第九十八條		
第百四條第一項		

昭和三十三年三月十五日 衆議院會議録第十二号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

- 三 第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定を適用する。ただし、所有権の登記及び承役地についてする地役権の登記以外の登記のある土地若しくは家屋の合併又は既登記の土地若しくは家屋と未登記の土地若しくは家屋の合併は、することができない。
- 四 附則第十三条の規定による改正前の抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第十八条の規定、附則第十五条の規定による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定、附則第十六条第一項の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定、附則第十七条第一項の規定による改正前の土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第一條、第二條及び第十九条第一項の規定、附則第十九条の規定による改正前の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の規定、附則第二十一条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定並びに附則第二十二條の規定による改正前の土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)の規定を適用する。
- (この法律の施行の際の経過措置)
- 第四条 この法律の施行の際権利者が二名以上でその持分の登記のされていない権利の登記については、その登記名義人は、その持分の登記を申請することができる。
- 2 この法律の施行の際第一条の規定による改正前の不動産登記法第六十一条の規定によりなすべき通知でまだしていないものがある場合には、この法律の施行の後遅滞なく、従前の例による通知をしなければならない。
- 3 この法律の施行の際土地又は建物の一部につき所有権の登記及び地役権に関する登記以外の権利に関する登記がされている場合には、その土地又は建物について、その権利の存する部分と存しない部分とに分割又は区分する登記をした後でなければ、その他の不動産の表示に関する登記及び権利に関する登記をすることができない。ただし、登記名義人の表示の変更又は権利の変更、処分制限若しくは消滅の登記は、この限りでない。
- 4 前項に規定する分割又は区分する登記の申請書には、土地又は建物の一部につきされている権利に関する登記の登記名義人(抵当証券の所持人及び裏書人を含む)の承諾を証する書面又はこれに對抗することができ裁判の謄本を添附しなければならない。
- 5 前二項の規定は、要役地の一部につき地役権の登記がされている場合に準用する。
- 6 この法律の施行の際債務者の登記のされていない先取特権、質権又は抵当権の登記については、この法律の施行の後最初にその登記名義人がこれらの権利の抹消の登記以外の登記を申請する場合に
- は、申請書に債務者を表示しなければならぬ。
- (不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置)
- 第五条 第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十三條第一項及び第三項、第九十三條ノ二第一項及び第三項並びに第九十三條ノ六の規定は、地方税法第三百四十八條の規定により固定資産税を課することができない土地及び建物並びに同法第三百四十三條第五項に規定する土地については、指定期日後も当分の間は適用しない。
- 2 第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十三條第一項及び第三項、第九十三條ノ二第一項及び第三項並びに第九十三條ノ六の規定は、指定期日以前に生じた事項についても適用する。ただし、これらの規定に定める期間については、指定期日の翌日から起算する。
- (登録事項の通知等)
- 第六条 附則第三条第三項の規定により適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法第三十九条(附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の家屋台帳法第二十二條において準用する場合を含む)の規定によりなすべき通知で指定期日までにしていないものがある場合には、その通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載については、なお、従前の例による。
- (罰則の経過措置)
- 第七条 指定期日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。
- (法務省令への委任)
- 第八条 この附則に定めるもののほか、不動産登記法の改正並びに土地台帳法及び家屋台帳法の廃止に伴う土地及び建物の登記及び登録の手續に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。
- (工場抵当法及び立木に関する法律の一部改正)
- 第九条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
- 第十二條中「未登記」を「所有権ノ登記ナキ」に改める。
- 第十七條第二項中「不動産登記法第八條第二項ノ規定ハ」を削り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「トキハ申請ニ因リ法務局又ハ地方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但シ數箇ノ法務局又ハ地方法務局管内ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルトキハ法務大臣ニ於テ之ヲ指定ス」に改める。
- 第二十條第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。
- 表題部ニハ工場財団ノ表示ニ關スル事項ヲ記載ス
- 第二十一條中「第三号乃至第八号」を「第一項第二号乃至第七号」に改める。
- 第四十二條ノ六第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、同条第三項中「及其ノ番号」を削る。
- 第四十二條ノ七第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及其ノ番号」を削る。
- 第四十七條中「工場財団ノ抵当権ヲ競落ニ因リ消滅シタルトキ」及び「第二十三條及第三十四條ノ記載ノ抹消及」を削り、同条に次の一項を加える。
- 前項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依ル競売又ハ入札アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ工場財団ノ消滅ノ登記並ニ第二十三條及第三十四條ノ記載ノ抹消ヲモ囑託スルコトヲ要ス
- 2 立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。
- 第十四條第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。
- 表題部ニハ立木ノ表示ニ關スル事項ヲ記載ス
- 第十五條中「第三十六條」を「第三十六條第一項及第二項」に改め、同条第一号中「段別」を「地積」に改める。
- 第十六條第一項第一号中「所有者又ハ地上権者トシテ登記簿ニ登記セラレタル者」を「所有權又ハ地上權ノ登記名義人」に改め、同項第二号中「土地台帳」を「土地登記簿ノ表題部」に、「登録」を「記載」に改め、同項第四号中「其他官庁又ハ公署ノ書面」を削る。

帳」に、「これに記載された」を「建物登記簿に登記されている家屋について不動産登記法第九十一条

昭和三十三年三月十五日 衆議院會議録第十二号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外二案

二一八

各号に掲げる事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該に改め、同条第四項中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改め、同条第七項中「土地台帳又は家屋台帳」を「土地登記簿又は建物登記簿」に、「登録」を「登記」に、「その申出を相当と認めるときは」を、「その申出を相当と認めるときは」、遅滞なく」に、「とりななければならない」を「とり、その申出を相当でない」と認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない」に改める。

第三百八十二条の見出し中「通知」の下に「及びこれ」を加え、同条中「土地台帳法第三十九条又は家屋台帳法第二十三条」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の表示の変更の登記若しくは百年より永い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記載した所有者のために始めて所有権の登記をした場合又は始めてした所有権の登記を抹消した場合、この限りでない。

第四百二十三条及び第四百三十二条中「土地台帳又は家屋台帳に登録」を「土地登記簿又は建物登記簿に登記」に改める。

2 前項の規定による改正前の地方税法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳は、同項の規定による改正後の同法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳とみなす。

3 第一項の規定による改正前の地方税法の規定により課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第十七条 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

第一条中「不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項を」登記簿における不動産の表示に改める。

第二条中「土地台帳又は家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記」に、「申告手続」を「申請手続」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 土地家屋調査士試験に合格した者は、調査士となる資格を有する。

第五条第二項中「土地台帳及び家屋台帳の登録」を「不動産の表示に関する登記につき必要な土地及び家屋の調査、測量及び申請手続」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者に対しては、土地及び家屋の調査及び測量についての試験を免除する。

第十九条第一項中「これらの結果を必要とする申告手続」を「これらが必要とする申請手続」に改める。

2 この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けている者及び昭和三十三年九月三十日までに土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に関しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(採石法の一部改正)

第十八条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

(国土調査法の一部改正)

第十九条 国土調査法の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「(成果の写の送付等)」に改め、同条第一項中「登録」を「登記」に、「土地台帳以外の台帳で政令で定めるもの」を「政令で定める台帳に改め、同条第二項中「土地台帳以外の」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に、「土地台帳又は」を「土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の表示の変更の登記をし、又は」に改め、同条第三項中「合筆」の下に「の登記」を加える。

第二十条の二を削る。

第三十二条(見出しを含む)中「分筆又は合筆」を「分割又は合併」に改める。

第三十二条の二第一項中「合筆」を「合併」に改め、「当該土地の」の下に「登記簿の表題部に所有者として記載された者若しくは」を加え、「相続による所有権の保存若しくは」を「所有権の保存若しくは相続による」に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第二十条 道路交通事業抵当法の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「未登記」を「所有権の登記のないもの」に、「登記又は登録」を「所有権の登記又は登録」に改める。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条中「不動産登記法第三十六条第三号から第八号まで」を「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十六条第一項第二号から第七号まで」に改める。

第十九条中「第十七条ノ二から」を「第十七条から」に、「第十七条ノ二及び第十七条ノ三」を「第十七条から第十七条ノ三まで」に改める。

(農地法の一部改正)

第二十一条 農地法の一部を次のように改正する。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第八十六条中「土地台帳」を「土地登記簿」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十二条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第八十二条の見出し中「分筆及び合筆」を「分割及び合併」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合においては、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手続をすることが出来る。

第八十二条第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第一百七条第二項中「既登記の」を削り、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

理由

不動産登記制度の合理化を図るため、土地台帳及び家屋台帳の制度を廃止して不動産登記制度に統合一元化し、登記手続に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長瀬戸山三男君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔議長退席、副議長着席〕

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び不動産登記法の一部を改正する等の法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する改正法案について申し上げます。

御承知のように、政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与の改訂を行なうこととし、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出してお

りますが、この裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する両法案は、一般政府職員の給与の改訂の線に沿って、裁判官及び検察官の報酬または俸給の各月額を改正しようとするものであります。

その改正の要点は、まず、一般職における中級職員の給与の改善の例にならい、月額三万円以下の報酬または俸給を若干増額しようとするものであります。

次に、判事、判事補及び簡易裁判所判事並びに検事及び副検事については、現在、暫定手当の一定額が報酬または俸給の各月額に繰り入れられ、百円未満の端数を生じておりますので、今回、この端数を切り上げる等の措置を講じようとするものであつて、これらの改正は昭和三十五年四月一日から施行しようとするものであります。

さて、法務委員会におきましては、去る一月八日両法案が付託せられ、三月三日、質疑を終了、討論なく、一括して採決に付しましたところ、両法案は全員一致をもって政府原案通り可決せられたのであります。

次に、不動産登記法の一部を改正する等の法律案について申し上げます。

現行制度におきましては、不動産の権利関係を明確にする登記簿と、権利の客体である不動産自体の現況を明らかにする土地台帳及び家屋台帳が分離してあります。ひとしく登記所の

所管である登記制度と台帳制度がそれぞれ別個の制度となつておることは、御承知の通りであります。このため、この制度を利用する国民は、同じ内容の台帳申告と登記申請をしなければならず、また、台帳と登記簿の両者について閲覧、謄・抄本の交付申請を必要とする等、二重の手数と費用を余儀なくされておる、他面、国家においても、不動産の現況に関する事項については二重の手続をしなければならぬのであります。

本法案は、現行制度におけるこのような不備欠陥を合理・簡素化して国民の不便を除去し、登記事務の効率化をはかることと、登記簿をして国土利用の基礎資料たらしめる道を開こうとするものであります。

次に、この法律案のおもなる改正点を申し上げます。第一に、本案は、明治二十二年から行なわれていた土地台帳及び昭和十七年から行なわれていた家屋台帳と不動産登記簿とを一本化する画期的措置でありまして、これがため、土地台帳及び家屋台帳を廃止するとともに、不動産登記法に土地、建物の現況を明らかにするために必要な規定を加えることとしたこととあります。

第二に、いわゆる地面師の横行している現状をも考慮し、虚偽の保証書を作成した場合、新たに刑事罰を課することとしたこととあり、その他、今回の改正に伴い、所要の経過規定を設けることとあります。

さて、法務委員会におきましては、本案が二月十二日付託せられてより、参考人の意見を聴取する等、慎重審議を重ねました。これらの詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、三月八日質疑を終了し、三月十日討論に入りましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党から反対、民主社会党から賛成の討論が行なわれ、賛成討論におきましては、登記事務量の増加に対する職員の増員、待遇の改善並びに庁舎の増改築の施策に遺憾なきを期することと、職権調査を行なうについては行き過ぎのないよう十分留意するよう等の希望意見が述べられました。

よつて、採決いたしました結果、本案は多数をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) これより採決に入ります。

まず、日程第十一及び第十二の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

次に、日程第十三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第十四 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

日程第十五 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(中村高一君) 日程第十四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。

日程第十四、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案、日程第十五、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

昭和三十三年三月十五日 衆議院會議録第十二号 公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案外一案

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和三十三年三月十一日

提出者

文教委員長 大平 正芳

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

第二条中「（以下「学校医」といふ。）を、「学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」といふ。）に改める。

第三条中「学校医」を「学校医等」に改める。

第四条第一項中「学校医」を「学校医等」に改め、同条第二項中「及び医師の下に」、「歯科医師又は薬剤師」を加え、「職務上医師として医療」を「職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務」に改める。

第五条から第七条まで、第十一条第一項及び第十五条中「学校医」を「学校医等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三十号の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に、「義務教育諸学校の学校医」を「義務教育諸学校の学校医等」に改める。

別表第二十二号（二十八）の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に改める。

（地方財政法の一部改正）
3 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号の二の次に次の一号を加える。
一の三 義務教育諸学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に要する経費

（地方税法の一部改正）
4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第六号及び第六百七十二号第六号中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

（厚生年金保険法の一部改正）

5 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条、第五十六条第三号及び第六十四条中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

理 由

公立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害についても、補償を行ふこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、学校歯科医又は学校薬剤師の公務災害の発生件数及びその種類等によつて決定されるが、一人の学校歯科医又は学校薬剤師が公務上死亡するものとすれば、その所要額は、約五十万円である。

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十三年二月三日

内閣総理大臣 岸 信介

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律

盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「第三号まで」を「第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五 修学旅行費

附 則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

理 由

盲学校、聾学校又は養護学校の小学部又は中学部に就学する者について修学旅行費の全部又は一部を、これらの学校の高等部に就学する者について学校施設の寄宿舎居住に伴う経費の全部又は一部を、それぞれ支弁する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長中村高（君） 提出者の趣旨
介明及び委員長の報告を求めます。文教委員長大平正芳君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 ただいま議題になりました公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は衆議院文教委員会提案の法律案でございます。その趣旨とするところは、従来公立学校の学校医だけに適用されていた公務災害補償を、学校歯科医、学校薬剤師にもこれを適用しようとするものであります。

去る第二十六回国会において、公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律が制定せられ、公立学校の学校医が公務上の災害を受けた場合には公費負担による適切な補償の道が講ぜられることになったのであります。その後、第二十八回国会におきまして学校保健法が制定せられ、同法第十六条には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の三者が、学校の保健管理に関する専門的技術及び指導に従事する者として同等に規定されるようになりまして、したるに、右三者のうち、公立学校の学校医だけが公務災害補償の恩恵を受け、学校歯科医及び学校薬剤師が本法より漏れていることは、まことに片手落ちといふべきでありまして、学校における保健管理の重要性にかんがみ、学校歯科医及び学校薬剤師を新たに補償の対象に加える必要を認め、今回の改正案を提出するに至つたものであります。

昭和三十三年三月十五日 衆議院會議録第十二号 昭和三十三年度一般會計予備費使用總調査(その2)外五件(承諾を求めるの件) 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案

に伴い必要な経費等に八十二億円の使用を決定いたしました。

次に、昭和三十三年特別会計予算総則第十四条及び第十五条の規定に基づき、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出いたしました特別会計は、交付税及び譲与税配付金、特定物資納付金処理及び郵政事業の三特別会計でありまして、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計において支出いたしました地方道路譲与税譲与金に必要な経費二億四角、特定物資納付金処理特別会計において支出いたしました産業投資特別会計への繰り入れに必要な経費五億四角、及び、郵政事業特別会計において支出いたしました業務量の増加等に必要な経費十七億四角であります。

次に、昭和三十四年度一般會計予備費の予算額は百六十億円であります。このうち、政府は、財政法第三十五条の規定により、昭和三十四年五月一日から同年十二月二十五日までの間において、農業用施設災害復旧事業等に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費、災害救助に必要な経費等に八十三億円の使用を決定いたしました。

次に、昭和三十四年度特別会計の予備費の予算総額は一千二百七十六億円であります。このうち、政府は、昭和三十四年七月二十八日から同年十二月二十五日までの間において、食糧

管理特別会計国内米管理勘定における昭和三十四年度産米の買入れ増加に伴い必要な経費、国有林野事業特別会計における災害復旧事業等に必要な経費等に五百五十九億円の使用を決定いたしました。

以上六件につきましての審議の詳細は、會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

本委員会は、本月十一日、質疑を終了し、討論を省略し採決の結果、全会一致をもつて承諾を与えるべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(中村高一君) 採決いたしました。

六件は委員長報告の通り承諾を与えるに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、六件とも委員長報告の通り承諾を与えるに決しました。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案(内閣提出)

○天野公義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(中村高一君) 天野公義君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(中村高一君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案を議題といたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案

右

国會に提出する。

昭和三十三年二月一日

内閣総理大臣 岸 信介

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、加入電話、加入電信等に係る公衆電気通信業務に対する国民の需要の急激な増加に対応し、加入電話又は加入電信の加入契約の申込者等による債券(日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券をいう。以下同じ。)の引受けに関する暫定措置を定めることにより、当該業務に係る公衆電気通信設備を急速に拡充するための資金を調達して、すみやかに国民の当該需要を充足し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(加入電話加入申込の場合の債券の引受け)

第二条 加入電話の加入契約の申込み(三十日以内の加入期間を指定してするものを除く。以下「加入電話加入申込」という。)をした者は、日本電信電話公社(以下「公社」という。)がその加入電話加入申込につき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従ひ、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 単独電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条に規定する電話取扱局をいう。以下同じ。)の種類に応じ、一級局については十五万円以内において、二級局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、電話取扱局の種類ごとに政令で定める額

二 共同電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局及び共同電話の種類に応じ、一級局については五万円以内において、二級局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の電話取扱局については、これらの額を基準とし、前号の政令で定める額

を参照して、電話取扱局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

三 構内交換電話に係る加入電話加入申込をした者

加入電話加入申込に係る電話取扱局の種類に応じ、第一号の政令で定める額に、構内交換電話の交換設備及び電話機を公社が設置する場合に、その設置に通常要する費用の額を基準として、設備の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を加えて得た額

2 加入電話加入申込をした者が前項の規定による債券の引受けをしないときは、同項の承諾は、その効力を失ふ。

(戦災電話の復旧等の場合の債券の引受け)

第三条 公社が、この法律の施行の際現に戦災により滅失して加入電話の復旧工事を完了したとき、又は有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十八年法律第九十八号)第九条第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置を完了したときは、当該加入電話の加入者は、公社が定める期日までに、当該加入電話に係る電話取扱局の種類及び加入電話の種類(共同電話の種類を含む。以下同じ。)に応じ、一級局の単独電話については十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、一級局の単独電話以外の種類の加入電話及びその他の種類の電話取扱局については、その額を基準とし、前条第一項各号に掲

ける額を参照して、電話取扱局及び加入電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 前項の加入電話の加入者が同項の規定による債券の引受けをしないときは、公社は、当該加入電話に係る加入契約を解除することができる。

(加入電話の種類の変更の場合の債券の引受け)

第四条 加入電話の種類の変更の請求をした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類への加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとして、第二条第一項の規定により引き受けるべき債券の払込額に相当する額から、変更前の加入電話の種類（その変更前十年以内に一回又は二回以上加入電話の種類に変更があつた加入電話については、その期間内に係る加入電話の種類のうち、その種類と同一の種類への加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）がもつとも多額となる加入電話の種類とする。）と同一の種類への加入電話に係る加入電話加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の払込額（構内交換電話については、交換設備及び電話機に係る部分を除く。）に相当する額を控

除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による債券の引受けをしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

(構内交換電話の交換設備の増設等の場合の債券の引受け)

第五条 構内交換電話の交換設備又は電話機の増設又は変更の請求（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その増設又は変更に必要な費用の額を基準として、設備の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(附属機器の設置等の場合の債券の引受け)

第六条 公衆電気通信法第三十六条に規定する附属機器の設置又は増設の請求（三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。）を公社にした加入者は、公社がその請求に応ずべき旨の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その設置又は増設に必要な費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(交換設備及び電話機に係る部分を除く。)

第七條 加入電信の加入申込の場合の債券の引受け

2 第四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(加入電信の加入申込の場合の債券の引受け)

第七條 加入電信の加入契約の申込みをした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、六十万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

2 第二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(専用契約の申込み等の場合の債券の引受け)

第八條 専用契約（公衆電気通信法第五十六条に規定する専用契約をいい、郵政省令で定めるものを除く。以下同じ。）の申込みをした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、その専用契約に係る専用設備の端末機器の設置に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。ただし、専用者がその端末機器を設置する場合は、この限りでない。

2 第二條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第五條の規定は、専用設備の端末機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

(引き受けるべき債券の発行条件等)

第九條 加入電話若しくは加入電信

の加入契約の申込みをした者、加入者、専用契約の申込みをした者又は専用者が前七條の規定により引き受けるべき債券は、郵政大臣が告示で定める種類及び発行条件のものとする。

2 郵政大臣は、前項の債券の種類及び発行条件については、同項の債券に係る利回りが、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律（昭和二十八年法律第二百九十九号）の規定による政府の保証契約に係る鉄道債券及び電信電話債券の利回りとおおむね均衡を失しないことを旨として、同項の告示を定めなければならない。

3 郵政大臣は、第一項の告示を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十條 公社は、前条第一項に規定する者が第二条から第八条までの規定により引き受けるべきものと

して債券の発行する場合における当該債券の発行については、日本電信電話公社法第六十二条第一項の規定にかかわらず、同項の郵政大臣の認可を受けることを要しない。

(引き受けるべき債券の額の公示)

第十一條 公社は、第二条第一項第二号若しくは第三号の規定により当該各号に規定する額を定めたと

き、又は第三条第一項、第五条第一項（第八条第三項において準用する場合を含む）、第六条第一項、第七條第一項若しくは第八条第一項の規定により当該各項に規定する額を定めたとときは、郵政省

令で定める方法により、これを公示しなければならない。

(債券の引受けの免除)

第十二條 公社は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）による都道府県警察の機関又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）に規定する地方公共団体の消防の機関の業務の用に供する場合及び郵政省令で定めるその他の特別な理由がある場合において、郵政大臣の認可を受けたときは、

第二条第一項の加入電話加入申込をした者、第三条第一項の加入電話の加入者、第四条第一項の種類の変更の請求をした加入者又は第八条第一項の専用契約の申込みをした者に対し、郵政省令で定めるところにより、これらの規定による債券の引受けを免除することができる。ただし、これらの規定により引き受けるべき債券の払込額のうち構内交換電話の交換設備及び電話機並びに専用設備の端末機器（郵政省令で定めるものを除く。）に係る部分については、この限りでない。

(適用除外)

第十三條 この法律の規定は、国の機関には、適用しない。

附 則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとする。

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議録第十二号 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案

3 電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項、第三條第一項、第四條の二第一項、第四條の三第一項及び第三項、第四條の四、第五條第一項、第五條の二第一項並びに第五條の三第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

4 公衆電気通信法の一部を次のように改正する。

別表第三中「装置料」を「設備料」に、「四千元」を「一万元」に改める。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定等の実施に伴う公衆電気通信法等の特例に関する法律(昭和二十七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の規定は、アメリカ合衆国の軍隊には、適用しない。

2 第二条の規定は、国際連合の軍隊に準用する。

理由

電信電話に対する国民の需要の急激な増加に対応して、電信電話設備を急速に拡充するのに要する資金を調達するため、その拡充に必要な期間に限り、暫定的に加入者等による電信電話債券の引受制度を設ける必

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(中村高一君) 委員長の報告を求めます。通信委員長佐藤洋之助君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔佐藤洋之助君登壇〕

○佐藤洋之助君 ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月一日内閣から提出されたものでありまして、その提案理由とすることは、政府及び日本電信電話公社においては、公衆電気通信設備の整備拡充につき、昭和二十八年年度以降、長期継続計画を策定して、鋭意努力の結果、相当見るべき成果を上げていくのであるが、近時、わが国経済の発展と国民生活水準の向上とを反映して、加入電話に対する需要の伸びはまことに著しいものがあり、電話加入申し込みの例にとりまして、最近における申込数は、既定計画による架設数をはるかに上回って、現に八十万に近い申し込みが積滞しておる現状でありますので、電電公社におきましては、昭和三十三年年度以降、設備拡充計画の規模を修正拡大し、電信電話に対する国民の強い要望にこたえようとして

ているのであります。この改訂計画の実施に要する資金は相当の巨額に達し、これをすべて電電公社の自己資金、財政投融資、公衆社債に求めることはすこぶる困難でありますので、本法律案により、電話加入申込者等の電信電話債券引き受け制度を設けて、加入申込者等に建設資金調達上の協力を求めようとするものであります。

本案のおもな内容といたしましては、第一に、現行の電話設備費負担臨時措置法にかえて、昭和三十三年年度から電話需給の均衡を得ることができると予測される昭和四十七年度までの期間の暫定措置として、加入電話及び加入電信の加入申込者等による電信電話債券引き受け制度を設けたことであり

ます。

第二に、引き受けるべき債券の払込額は、単独電話については、電話取扱局の等級に従って、一級局たる東京、大阪の十五万円以内を最高とし、十二級局の二万円以内を最低として、その範囲内で政令で定め、その他の払込額は、公社が郵政大臣の認可を受けて定めることといたしております。これを現行制度と比較いたしますと、債券引き受けの金額及び引き受けを要する場合の範囲は拡大されておりますが、他方、設備負担金の制度を廃止して、電話加入申込者等の実質的負担の軽減をはかっておるのであります。

第三に、引き受けるべき債券の種類及び発行条件については、郵政大臣が告示で定めることとし、債券の利回りについては、政府保証債との均衡を考慮して定めることとなっております。

第四に、国に対しては、この法律の適用を除外し、地方公共団体の警察、消防機関等については、公社が、郵政大臣の認可を受けて債券引き受けを免除することができるとしてあります。

第五に、附則において、公衆電気通信法の一部を改正して、従来の装置料にかえ、電話加入者より電話開通の直接工事費として一万元の設備料を徴することとしてあります。

なお、本法律案の施行期日は本年四月一日となっております。

通信委員会におきましては、去る二月一日本案の付託を受けまして以来、十回にわたって会議を開き、まず、政府の提案理由の説明を聴取し、次いで、政府及び日本電信電話当局に対してあらゆる角度から質疑を行ない、慎重審議を重ねたのであります。その詳細は會議録に譲り、ここには二、三の主要な質疑応答について御報告申し上げます。

まず、単独電話の場合の債券引受額を最高十五万円、最低二万円の範囲内において政令でいかに定めるかという問いに対しては、電話一加入当たりの直接経費約二十一万円の半額十万円を目途として、電話取扱局の規模及び電話利用価値、当該地域の経済力等に応じて公平適正に算定する旨の答弁があり、債券引受額が増大された結果、払い込み能力を欠く階層が電話の利用から締め出されるおそれはないかとの質問に対しては、公社は、一時の払い込みを困難とする向きに対しては銀行等から簡易に金融を受けられる制度を全国にわたって実施するよう準備中である、と答えてあります。

次に、本法律案施行後における電信電話債券の市価の見通しについては、政府及び公社は、発行条件も有利になるので、公社に対する信用と相俟って、債券市価が暴落するようないとは思いますが、なお市場価格の維持、安定については十分努力する旨を答へ、電話売買に関する諸種の不正、弊害の防止についての質疑に対しては、電話加入者の利益保護につき万全の措置をとる旨を言明いたしております。

また、電電公社従業員の待遇の改善に関する質問に対しては、政府及び公社当局は、労務管理については格段の注意を払って合理的施策を講じ、電信電話拡充計画に対する従業員の協力を一そう強化する考えである、と答弁いたしております。

かくして、委員会は、本日、本案に対する質疑を終了し、引き続き討論を行なったのであります。その際、日本社会党を代表して森本靖君は本案に

反対、自由民主党を代表して橋本登美三郎君は本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決の結果、自由民主党及び民主社会党の賛成を得て、多数をもって本案を可決した次第であります。

なお、本案の議決後、民主社会党堤ツルヨ君より、自由民主、民主社会両党共同提案にかかる次の附帯決議案の提出があり、趣旨説明の後、採決の結果、これまた多数をもって可決いたしましたのであります。

附帯決議の内容を朗読いたします。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に当り、政府並びに日本電信電話公社当局は、次の各項の勵行に努むべきである。

一、この法律による電信電話債券の市場価格の安定を図るため、債券の利率の設定その他の措置につき格段の考慮を払ふこと。

二、電信電話債券の引受けを容易ならしめるため、電話加入申込者等が、全国にわたり、簡易に、銀行等から融資を受けることのできる方途を講ずるとともに、その方途の周知徹底に努めること。

三、電信電話事業における労働条件の特異性にかんがみ、労務管理、特に給与、配置転換、労働時間等につき、万般の合理的施策を行い

従業員は電信電話拡充計画完遂への協力をはかること。

四、電話売買取引に関する諸種の弊害を根絶するとともに、業者の善導に努めること。

右決議する。

以上であります。

これをもって御報告を終わります。

(拍手)

○副議長(中村高一君) 討論の通告があります。これを許します。片島港君。

〔片島港君登壇〕

○片島港君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案に対して反対の討論を行ないます。

日本電信電話公社は、第一次五カ年計画の初年度に当たる昭和二十八年年度には収支差益金七十六億円、その後漸増して、昭和三十三年年度には百九十五億円、三十四年度には二百七十一億円、三十四年度三百十八億円の収支差益金を計上しており、政府機関による独占事業として、不況知らずの極端なる岩戸景氣を継続いたしております。このように、もうけるだけもうけておりながら、本法案において、最低二万円、最高十五万円、平均十一万円という高額なる加入者債券を押しつけようとしているのでありますから、不当きわま

る計画と申さなければならぬのであります。(拍手)

公社は、先に発足をいたしました第二次五カ年計画を拡大修正して、三十五年予算において加入者三十七万戸の増設を企図し、これが建設資金は千二百八十五億円で、前年度八百五十億円に比しまして五〇%をこえる激増であります。そのうち、本法案による加入者債券等、新規加入者に押しつけたものが四百八十八億円で、三八%、すなわち、一加入当たり十二万六千円、及び、損益勘定利益金から債務償還費を差し引いた金額四百二十四億円で、三三%であります。もうけるだけでもけておりながら、申し込んで三年たっても電話をつてくれぬという困は、日本だけでありましょ。〔拍手〕お役所式で、非効率、怠慢のそりを免れません。国民の強い要望にこたえて、計画を拡大修正し、加入電話の増設をはからんとするのは、まことにけつこうであります。問題は、そのやり方であり、架設負担金制度は廃止してありますけれども、加入者債券は、現在一加入当たり最低ゼロ円、最高六万円であり、これを一律に最低二万円、最高十五万円に引き上げようとしております。これでは、みずからの怠慢によって生じた積滞の増加を、高額債券の引き受けという方法によって、せきとめようとするものであります。債券だから負担金ではないと説明

しておりますが、それだけの金を出さなければ電話をつけてもらえません。公社に金を貸していただくのだと説明しておりますが、貸す金がないといえ

ば、つけてはくれません。電話の新規需要は、中小零細企業がその数に比べて圧倒的に多いのであります。いつつけてくれるかわからない、申し込んで三年たつてもつけてくれないところもある。中小、特に零細企業は、十万はあろうか、三万の金も遊んでいないことが多のであります。二年も三年も前に申し込んで、今急につけるから金を持つてこいと言われても、間に合わないことが多いのであります。しかも、指定の日を持っていかなければ、権利は取り消されるのであります。これではまさに、公衆電気通信法第一条にいう、「あまねく、且つ、公平に提供する」という規定に違反するものといわなければなりません。〔拍手〕法律違反であります。

問題の第二点は、債券の額面の級別算定根拠がきわめて薄弱であるという点であります。加入者の数によって六つの段階に区分しておりますが、この区分は、まことに安易な目の子勘定であります。委員会において、わが党委員の質問に答へ、利用の範囲の広狭によつて区分したと言っておりますが、市内通話における度数料は、利用の範囲の広い狭い、多い少ないによつてきめてはおりません。また、市外通話に

おきまして、利用の範囲ではなく、市外回線のキロ数によつてきめております。債券の区分だけを利用の範囲できめるというのは、八百代言的な言い分と断ぜざるを得ないのであります。科学的な、数字的な根拠を追及せられますと、大体とか、常識的とか、ちょっと極東の範囲の政府答弁と選ぶところはありません。〔拍手〕たまりかねた、穩健篤実なる与党の委員長から、きびしく警告をせられたのであります。が、委員長は警告の後、二週間もたつてから、おぎなりの資料を讀み上げてその場をつくらうという醜態ぶりでありました。

問題の第三点は、収支差益金四百二十四億円をそのまま建設資金に投入する点であります。収支差益金は、現在の加入者からもうけた金であります。現在の加入者は、架設資金の減価償却費と維持費を支払えば足りるはずであります。減価償却を行ない、債券償還を行ない、なおかつ四百二十四億円残るのなら、利用者へのサービスの向上、料金制度の検討、従業員の労働条件の改善という三つの角度から、計画を練り直すべきでありましょ。利用者へのサービスは、設備の近代化、方式の改良によつて救済されますが、一体、料金制度や労働条件の改善について、いかなる配慮を加えておられますか。従業員の処遇改善も行なわず、料金制度にも何らの検討も加え

ず、何百億円という利益金を、現加入者からは直接関係がないかもしれない。新規建設の分までにこれを投入するということは、現在の加入者はもとより、従業員諸君を愚弄するものではないものといわなければならないのであります。

利益が激増するということは、生産性の向上、反面から言うならば、労働強化によるものであるか、料金が高過ぎるかによるものであります。第一次五カ年計画発足以来、電話加入者数、市外回線、事業収入、ともに、おむね倍増しているものであります。その裏には、設備近代化、合理化という美名のもとに、総計一万人に近い減員が行なわれております。年々計画が拡大されているのでありますから、表面上は首切りという形で現われず、予算上は新規増員の中から差し引かれて隠れておりますが、個々の取扱局においては、本人の意思に反して、職種転換はもちろん、半強制的に配置転換が行なわれ、合理化という言葉を聞くた

びにおびえておる現状であります。先ほども申し上げました通り、三十五年度の建設計画は、前年に比べ五割増であります。これが建設に伴う定員増はわずかに二百五十名であります。前年度に比べまして四百三十五億円の資金増による要員増はわずかに二百五十人ありますが、これでも労働強化にならないと強弁できません。設備

の合理化は、公社経営の経済化と利用者のサービスの改善を目的とする。これは言を待ちませんが、それと同時に、従業員の労働条件の改善という一本の柱も忘れてはなりません。公社経営の経済化は、職員の減員と事業収入の増加によつて数字で明確に現われております。また、サービスの改善は、利用範囲の拡大、即時通話の実施、市外回線の待ち時間短縮という点で、これも明確に数字をもつて現われております。ところが、職員の労働条件の改善は、どこか計画にも現われておりません。ベース・アップは一般公務員と同様であり、労働時間も同様である。公社経営の経済化と利用者へのサービスの改善という二本の柱だけで、労働条件の改善という一つの柱が取り除かれておるのであります。

私は、委員会におきまして、設備の近代化によつていかなる効果を期待するかと質問したのに対し、公社経営の経済化と利用者へのサービスの向上であると答へ、職員の処遇は考えないのかとたまたまののに対して、うっかり言い落としたが、それも考えている、と追加されたのであります。言い落としたのではなくて、考えていなかったののであります。このことは、第一次五カ年計画においても、第二次五カ年計画においても、また、このたびの拡大修正においても、従業員の労働条件の改善については一言半句も触れていないの

を見て明々白々であります。現に、全電通労組が労働時間の軽減と賃金問題について要求したのに対し、ゼロ回答を行なっております。組合の要求をそのままのまといふことは公社の立場としてできないとしても、ゼロとは何ですか。民間労組においても、組合から資料を完備して要求があった場合は、事業の経営状態が上昇しているならば若干の色づけをするのが、常識であり、通例であります。数百億円の利益を上げておりながら、ゼロとは何ですか。百円も上げられないのであります。日本電信電話公社法第三十条には、これは大事なところであり、これが、「職員の給与は、その職務の内容と責任に應ずるものであり、且つ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならぬ」というふうにならなければならぬ。年々目ざましい能力を上げておるのに、何らの考慮を払っていないというものは、明らかに法律違反でございます。

新聞の報ずるところによりますれば、経団連と全労会議との話し合いでも、生産性の向上に伴い、労働時間は漸次短縮するということに意見の一致を見たとのことであります。設備の近代化に伴い、労働の質が高度に変化する。これは言うを待ちませんが、労働時間を一分間も短縮できないのであります。ゼロとは一体何でございますか。ゼロならゼロとして、それなら、

四百八十九億円の利益を、債務償還と改良工事は別といたしまして、残り全部を建設資金に充てることは、現在の利用者の負担を増すことになりません。現在の加入者は、縁もゆかりもないかもしれない新規加入者の分までを負担することになります。従業員の処遇改善もゼロ、労働時間の軽減もゼロなら、少しばかり現在の料金をまけてやるといふことを検討することはできません。電話のことだから、北海道から九州まで、お互いに通話をする者もありましよう。毎日長距離電話を数多く利用する大企業もありましようが、中小零細企業の現加入者には、おむね縁もゆかりもないかもしれない新規建設や長距離改良の分までも含めて負担をさせるということは、断じて許すことはできないのであります。

さらに、加入者債券の問題であります。従来、毎年数十億円の発行でありましたものを、ここに一挙に三百五十八億円を発行して加入者に押しつける。数から言えば、新規加入者は中小零細企業が圧倒的に多いのでありますから、低金利の長期債をたんにしまつておくわけには参りません。過去一カ年における実績を見ましても、最低と最高では十円の相場の開きがございます。過去五カ年間で見れば、最低七十六円二十銭、最高九十五円九十銭で、十九円七十銭の開きがあります。過去五カ年間は、毎年おむね六十億

円から七十億円でありましたが、三十五年度は、一挙に三百五十八億円でありまうから、相当の低落が予想されます。政府保証でない債券でありますから、加入者こそ、いい迷惑であります。

最後に、この法律の施行期間であります。電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律案は、その名称のごとく、暫定措置に関するものであります。ところが、その施行期間は、昭和三十一年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの十七年間であります。臨時的な暫定措置に十三カ年とは驚いたものであります。十年間の安条約の期間が問題になっておりますが、暫定措置として十三カ年という期間を設けた法律は、いまだかつてお目見えしたことはございません。

以上、きわめて簡単に、しかも、きわめて明瞭に反対の理由を申し上げて、私の討論を終わります。何とぞ諸君の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○副議長(中村高一君) これにて討論は終局いたしました。

○副議長(中村高一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(中村高一君) 起立多数。
よって、本案は委員長報告の通り可決
いたしました。

○副議長(中村高一君) 本日は、これ
にて散会いたします。

午後五時三十七分散会

出席国務大臣

法務大臣 井野 碩哉君
外務大臣 藤山愛一郎君
文部大臣 松田竹千代君
農林大臣 福田 赳夫君
通商産業大臣 池田 勇人君
郵政大臣 植竹 春彦君
出席政府委員

総理府総務長官 福田 篤泰君
自治政務次官 丹羽喬四郎君
科学技術政務次官 横山 フク君
大蔵政務次官 奥村又十郎君
電気通信監理官 岩元 巖君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る九日、参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を
受領した。

昭和三十四年度米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律
捕獲審検所の検定の再審査に関する
法律の一部を改正する法律
南大東島における高層気象観測に必
要な物品の譲与に関する法律

国内旅客船公団法の一部を改正する
法律

養鶏振興法

首都高速道路公団法の一部を改正す
る法律

中小企業信用保険公庫法の一部を改
正する法律

中小企業振興資金助成法の一部を改
正する法律

(報告書受領)

一、去る四日、内閣を経由して公正取
引委員会委員長佐藤基君から、私的
独占の禁止及び公正取引の確保に関
する法律(昭和二十二年法律第五十
四号)第四十四条第一項の規定に基
づく昭和三十三年度公正取引委員会
年次報告書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る四日、清瀬議長は、岸内閣総
理大臣申出の、次の者を政府委員に
任命することを承認した。

建設大臣官 高田 賢造
房参事官
中小企業庁 中野 正一
振興部長

運輸省海運局長 若狭 得治
一、去る七日、清瀬議長は、岸内閣総
理大臣申出の、次の者を政府委員に
任命することを承認した。

外務省経済局 關 守三郎
経済協力部長

(政府委員命令通知受領)

一、岸内閣総理大臣から清瀬議長宛、
去る四日議長において承認した高田

賢造外二名を同日政府委員に任命し
た旨の通知を受領した。

(理事選任)

一、去る十一日、常任委員会におい
て、次の通り理事を選任した。

懲罰委員会

理事 田中幾三郎君

(理事補欠選任)

一、去る十一日、懲罰委員会におい
て、次の通り理事を補欠選任した。

理事 長谷川 保君(理事猪俣浩
三君去る二月四日委員辞
任につきその補欠)

一、去る十一日、科学技術振興対策特
別委員会において、次の通り理事を
補欠選任した。

理事 石野 久男君(理事原茂君
去る十一日理事辞任につ
きその補欠)

(常任委員辞任)
一、去る四日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 横瀬 彌三君
文教委員 勝間田清一君 成田 知巳君
社会労働委員 田中 角榮君 大原 亨君
多賀谷眞穂君 和田 博雄君
商工委員 矢尾喜三郎君 和田 博雄君
多賀谷眞穂君 小澤佐重喜君
通信委員 石橋 湛山君 金丸 徳重君

建設委員 山中日露史君 坂本 泰良君
予算委員 江崎 真澄君 網島 正興君
堂森 芳夫君

決算委員

高崎達之助君

懲罰委員

小川 豊明君 山中日露史君

一、去る八日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 石田 有全君 中村 時雄君
外務委員 大原 亨君 金丸 徳重君
文教委員 勝間田清一君
社会労働委員 水谷長三郎君
農林水産委員 通信委員 佐々木更三君 成田 知巳君
堤 ツルヨ君 三宅 正一君

一、去る九日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 保岡 武久君
外務委員 岡田 春夫君 黒田 壽男君
文教委員 松村 謙三君 佐々木更三君
社会労働委員 多賀谷眞穂君 中村 英男君
櫻井 奎夫君
商工委員 櫻井 奎夫君 多賀谷眞穂君

通信委員 金丸 徳重君 池田 頑治君
予算委員 久野 忠治君 木原津與志君
大倉 三郎君

決算委員

大倉 三郎君 小山 長規君
池田 清志君 久野 忠治君
濱野 清吾君

懲罰委員

一、去る十日、議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 受田 新吉君 中村 時雄君
外務委員 木原津與志君 中村 英男君
水谷長三郎君 受田 新吉君
社会労働委員 黒田 壽男君
農林水産委員 中村 時雄君 受田 新吉君
水谷長三郎君
通信委員 井手 以誠君
建設委員 兒玉 末男君
予算委員 淡谷 悠蔵君 岡田 春夫君
決算委員 久保 三郎君 森本 靖君
懲罰委員 小川 豊明君 大西 正道君
風見 章君 河上丈太郎君
鈴木茂三郎君 成田 知巳君

一、去る十一日、議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議第十二号 朗読を省略した議長の報告

二三八

内閣委員	山口 好一君	杉山元治郎君	社会労働委員	小澤佐重喜君	勝間田清一君	外務委員	木原津與志君	中村 英男君	決算委員	風見 章君	河上丈太郎君	佐々木盛雄君	濱野 清吾君
八木 徹雄君			和田 博雄君	多賀谷眞稔君		文教委員	濱野 清吾君	金丸 徳重君	懲罰委員	山中日露史君	井伊 誠一君	田中幾三郎君	
地方行政委員	野口 忠夫君		商工委員	堂森 芳夫君	多賀谷眞稔君	社会労働委員	櫻井 奎夫君	黒田 壽男君	坂本 泰良君	島上善五郎君	別委員の辞任を許可した。	日米安全保障条約等特別委員	
大蔵委員	堀 昌雄君		和田 博雄君			多賀谷眞稔君			木原津與志君	長谷川 保君			
文教委員	八木 徹雄君	勝間田清一君	運輸委員	田中 角榮君	成田 知巳君	商工委員	多賀谷眞稔君	櫻井 奎夫君	内閣委員	八木 徹雄君	勝間田清一君	(特別委員補欠選任)	
高田 富之君	原 彪君		通信委員	坂本 泰良君	山中日露史君	通信委員	佐々木更三君	堤 ツルヨ君	山口 好一君	橋本 兼次郎君		一、去る八日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	
山口 好一君	小林 進君		建設委員	坂本 泰良君	山中日露史君	予算委員	大倉 三郎君	岡田 春夫君	大蔵委員	原 彪君		日米安全保障条約等特別委員	
社会労働委員	下平 正一君		予算委員	石橋 湛山君	高崎達之助君	久野 忠治君	久野 忠治君	池田 清志君	山口 好一君	杉山元治郎君	堀 昌雄君	賀屋 興宣君	
運輸委員	橋本 正之君	山中日露史君	決算委員	矢尾喜三郎君	小山 長規君	久野 忠治君	久野 忠治君	池田 清志君	大蔵委員	原 彪君		(議案提出)	
建設委員	橋本 正之君		懲罰委員	山中日露史君	小川 豊明君	小山 長規君	小山 長規君	大倉 三郎君	山口 好一君	杉山元治郎君	堀 昌雄君	一、去る九日内閣から提出した議案は次の通りである。	
橋本 正之君			山中日露史君	小川 豊明君		懲罰委員	山中日露史君	松村 謙三君	八木 徹雄君	風見 章君	河上丈太郎君	一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。	
大久保留次郎君	倉石 忠雄君		一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。			内閣委員	柳田 秀一君	受田 新吉君	社会労働委員	河上丈太郎君		小規模事業者に対する金融特別措置法案(大貫大八君外九名提出)	
岡本 茂君	倉石 忠雄君		内閣委員	柳田 秀一君	受田 新吉君	外務委員	中村 時雄君	受田 新吉君	大久保留次郎君	兒玉 末男君		下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)	
田中伊三次君	床次 徳二君		外務委員	水谷長三郎君		中村 時雄君	中村 時雄君	受田 新吉君	橋本 正之君	石井光次郎君	河野 一郎君	提出)	
山崎 巖君	早稲田柳右門君		文教委員	勝間田清一君	佐々木更三君	阿田 春夫君	阿田 春夫君	黒田 壽男君	福永 健司君	石井光次郎君	河野 一郎君	百貨店法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)	
橋本 兼次郎君	鈴木 一君		社会労働委員	勝間田清一君	佐々木更三君	受田 新吉君	受田 新吉君	水谷長三郎君	船田 中君	河野 一郎君	松村 謙三君	一、去る十一日委員長から提出した議案は次の通りである。	
決算委員	風見 章君		農林水産委員	中村 時雄君		中村 時雄君	中村 時雄君	水谷長三郎君	川島正次郎君	片山 哲君		公立学校の学校の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)	
大久保留次郎君	風見 章君		通信委員	金丸 徳重君	井手 以誠君	中村 時雄君	中村 時雄君	水谷長三郎君	野口 忠夫君	片山 哲君		一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。	
河上丈太郎君	橋本 正之君		池田 禎治君	井手 以誠君		成田 知巳君	成田 知巳君	大西 正道君	橋本 正之君	久保 三郎君	大久保留次郎君		
石井光次郎君	川島正次郎君		懲罰委員	成田 知巳君		鈴木茂三郎君	鈴木茂三郎君	木原津與志君	森本 靖君	大久保留次郎君			
河野 一郎君	福永 健司君		一、去る九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。			大西 正道君	大西 正道君		押谷 富三君	服部 安司君			
船田 中君	松村 謙三君		地方行政委員	川崎末五郎君					高橋 禎一君	天野 光晴君			
片山 哲君													

自治庁設置法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

一、昨十四日議員から提出した議案は次の通りである。

中小企業の産業分野の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出)

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

官公需の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(大貫大八君外九名提出)

中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

(議案要領)

一、去る四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

一、去る十日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

優生保護法の一部を改正する法律案

一、去る十一日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

介理士法の一部を改正する法律案(議案付託)

一、去る四日委員会に付託された議案は次の通りである。

健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出、衆法第四号)

社会労働委員会 付託

商工会の組織等に関する法律案(内閣提出第七六号)

一、去る四日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方公営企業法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る五日委員会に付託された議案は次の通りである。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出、衆法第五号)

通信委員会 付託

一、去る八日委員会に付託された議案は次の通りである。

原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九五号)

社会労働委員会 付託

外航船舶建造敷資子補給及び損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

運輸委員会 付託

一、去る九日委員会に付託された議案は次の通りである。

繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

託された。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口弥三郎君外一名提出、衆法第一号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

介理士法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)(参議院送付)

商工委員会 付託

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号)

地方行政委員会 付託

小規模事業者に対する金融特別措置法案(大貫大八君外九名提出、衆法第六号)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第七号)

百貨店法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出、衆法第八号)

以上三件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、第三十一回国会、第三十二回国会及び第三十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

養鶏振興法案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律案

建設業法の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(滝井義高君外十六名提出)

一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

小規模事業者に対する金融特別措置法案(大貫大八君外九名提出)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

百貨店法の一部を改正する法律案(大貫大八君外九名提出)

公立学校の学校の公費災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る九日、参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

捕獲審査所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律案

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律案

一、去る九日、参議院において、第三十一回国会、第三十二回国会及び第三十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

養鶏振興法案

(議案撤回)

一、去る四日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

グロムイコ覚書に関し日本政府の嚴重抗議を要する決議案(川島正次郎君外二十一名提出)

ハボマイ、シコタン島の領土権確保に関する決議案(水谷長三郎君外十四名提出)

日ソ平和条約の交渉開始に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出)

一、去る八日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政嗣君

昭和三十五年三月十五日 衆議院会議録第十二号 朗読を省略した議長長の報告

昭和三十五年三月十五日 衆議院會議録第十二号 朗読を省略した議長長の報告

外八名提出、第三十三回国会衆法第一九号)

(調査要求承認)

一、外務委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面より説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和三十五年三月十日

外務委員長 小泉 純也

衆議院議長清瀬一郎殿

(質問書提出)

一、去る四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

日本音楽著作権協会の業務に関する質問主意書(春日一幸君提出)

(答弁書受領)

一、去る十一日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日一幸君提出日本音楽著作権協会の業務に関する質問に対する答弁書

日本音楽著作権協会の業務に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十五年三月四日

提出者 春日 一幸

衆議院議長清瀬一郎殿

日本音楽著作権協会の業務に関する質問主意書

一 著作権に関する仲介業務をなそうとする者は、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」第二条により、業務の範囲及び業務執行の方法を定め、主務大臣の許可を受けることになつてゐるが、日本音楽著作権協会の許可申請書に記載されている同協会の業務の範囲及び業務執行の方法を詳細に示されたい。

二 日本音楽著作権協会が著作物使用料規程に基づいて収納している使用料について、次の諸点を明らかにするとともに、特に(イ)及び(ロ)については、これを適正と認められるかどうか政府の見解を伺いたい。

(イ) 使用料の各業種別収入金額
(ロ) 右収入金の使途明細
(ハ) 著作権登録者に対する配分の方法
右質問する。

昭和三十五年三月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院議員春日一幸君提出日本音楽著作権協会の業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員春日一幸君提出日本音楽著作権協会の業務に関する質問に対する答弁書

第一点について

日本音楽著作権協会の業務の範囲は、その取り扱うべき著作物の種類に關しては、楽曲を伴う場合における歌詞及び楽曲であり、業務を行なうべき地域に關しては、日本国内である。

次に、著作権仲介業法第二条の規定によつて許可を受けている業務執行の方法として定めてゐるものは、(イ)著作権信託契約約款、(ロ)著作物使用料の分配方法及び(ハ)同協会が受け取る手数料である。

第二点について
日本音楽著作権協会が著作物使用料規程に基づいて徴収している使用料収入は、次のとおりである。

(イ) 使用料の各業種別収入金額
昭和三十三年度における同協会の使用料収入は、二億二千四百七十四万六千七百八十三円であり、その内訳は、出版約一〇・四パーセント、映画約七・

七パーセント、放送約四七・二パーセント、上演約六・五パーセント、演奏約四・五パーセント、公開録音約〇・七パーセント、移動演奏約〇・〇五パーセント、社交場約七・六パーセント、レコード約一三・五パーセント、オルゴール約〇・二五パーセント、外国入金約一・六パーセントとなつてゐる。

(ロ) 収入金の使途

前記の収入金のうちから、税額三千四百十八万五千九百三十五円と手数料四千二百四十二万五千六百七十四円とを控除した金額一億四千八百三十三万五千七百七十四円が著作権者に支払われる。ただし、国内の著作権者に支払われる分は、このうちの約六六パーセントである。

なお、この収入金の使途は適當と考えられる。

(ハ) 著作権登録者(信託者)への配分の方法

信託者への配分の方法は、国内の著作権者に対しては、使用者より提出された使用明細書に基づいて三箇月毎に信託者別使用料総額を算出し、税金及び手数料を控除した金額を各信託者に配分する。

また、外国著作権者に対しては、毎年一回、前記に準じて各

国の著作権仲介団体に一括して支払われる。
なお、この配分の方法についても適當と考へる。
右答弁する。

一一三〇

明治三十五年三月三日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十四円)
(送料共)

発行所

東京都新宿区西木村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三二一五九号